

とよま 暮らしの便利帳 2026



ガイドマップ 公共施設案内	2
空港 公共交通	9
役場案内	14
異動・戸籍の届出 証明書の発行	16
国民健康保険 後期高齢者医療	21
国民年金	25
障がい者の福祉	28
子ども・教育	31
医療機関 成人の保健	38
介護保険 高齢者の福祉	41
税金	48
インターネットを 利用した申込み	49
下水道	51
ごみと資源収集	53
生活ガイド 主な関係機関	55
相談	57
防災情報 安心・安全メール	59

はじめに

とよやま暮らしの便利帳2026年度版を作成いたしました。この冊子は、豊山町における様々な行政サービス、暮らしに役立つ情報を紹介したものです。

広くご活用いただき、皆様のよりよい暮らしの一助となれば幸いです。



豊山町長 服部 正樹



町章



町の花 さざんか



町の木 しいのき

豊山町の生い立ち

●豊山の誕生

本町は、戦国時代には織田氏の家臣溝口氏の所領でしたが、江戸時代には尾張藩の下で、青山村は小牧代官所、豊場村は大代官所と別々の所領になりました。その後、明治39年に豊場・青山の2村が合併し、豊山村が誕生しました。

●名古屋空港の開港と町制施行

第2次世界大戦末に完成した陸軍小牧飛行場は、戦後の昭和35年に名古屋空港となって、中部圏の空の玄関となりました。さらに、昭和30年代後半から40年代にかけては、人口と事業所の流入が急速に進み、急激に都市化が進展しました。また、この時期に土地改良事業が行われ、国道41号、主要地方道春日井稲沢線も開通しました。そして、昭和47年、豊山村は町制を施行し、豊山町となりました。

●都市基盤整備

昭和50年代に入り、引き続き児童数の増加により、昭和53年に3校目の志水小学校が開校しました。昭和58年には、南西部に名古屋中央卸売市場北部市場が設置され、名古屋空港と合わせて物流の要所となりました。昭和63年から平成3年にかけては、町のほぼ中心部に、社会教育センター（公民館・体育館）、スカイプール、豊山グランドが完成しました。

●名古屋空港の機能変更と航空機産業の拠点形成

平成17年の中部国際空港の開港に伴い、名古屋空港はコミューター航空機や、ビジネスジェット機など小型機の拠点空港（都市型総合空港）として県営名古屋空港に生まれ変わりました。そのような中でも、都市公園である神明公園、「航空館boon」が完成し、平成29年には、「あいち航空ミュージアム」がオープンするなど、飛行機のまちとして発展を続けています。

●防災拠点の整備

現在、大規模災害に備え、愛知県が青山地区に基幹的広域防災拠点の整備を進めています。これに合わせ、町においても避難所の整備と共に新たな賑わいの創出を図る臨空第2公園の整備を進めています。

も く じ

■ガイドマップ 2	■後期高齢者医療制度 23	●一般介護予防事業
主な公共施設一覧		●シニア元気づくり体操教室
■公共施設案内 4	■国民年金 25	●住民主体サロン活動支援事業
豊山町役場	■障がい者の福祉 28	●介護支援ボランティアポイント事業
保健センター	障がい者手帳の交付	認知症支援
社会教育センター	障がい者福祉サービス	●認知症ケアブック
福祉施設	障がい者世帯への各種手当	●認知症初期集中支援チーム派遣事業
スポーツ施設	●町心身障害者手当	●徘徊高齢者等家族支援事業
教育関連施設	●特別障害者手当	●高齢者見守りメール
公園	●町障害者通園通学等手当	●認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
産業関連施設	●障害児福祉手当	●認知症カフェ
航空関連展示施設	●特別児童扶養手当	●認知症サポーター養成講座
■空港 9	●在宅重度障害者手当	高齢者支援活動
県営名古屋空港利用促進助成金	●障がい者の医療費助成	●高齢者等の見守り活動
商工会会員に対する空港利用助成	●障害年金	●高齢者の総合相談窓口
■公共交通 10	●その他の手当	●豊山町ひとり暮らし高齢者等登録事業
とよやまタウンバス	●手話通話者の設置	●わんわんパトロール隊
名鉄バス	●相談支援事業・ヘルプマーク	●特殊詐欺防止電話機等購入費補助金
あおい交通名古屋空港直行バス	■子ども・教育 31	●高齢者運転免許証自主返納支援事業
公共交通マップ	妊娠したとき	●自転車用ヘルメット購入費補助金
■役場案内 14	生まれてから	■税金 48
庁舎・業務案内	保育園	■インターネットを利用した申込み 49
■住所異動・戸籍の届出 16	ファミリー・サポート・センター事業	社会教育施設の予約
住所に変更があったときの届出	ひまわり園	本の予約
●転入届	小学校・中学校	電子申請・届出の方法
●転出届	放課後の居場所づくり	■下水道 51
●転居届	教育支援	■ごみと資源収集 53
身分に変更があったときの届出	豊山町の子育て応援アプリ「Kikotto」	■生活ガイド 55
●出生届	子育てに関する各種助成・手当・補助	交通事故・犯罪
●死亡届	児童センター・児童館、児童遊園、ふれあい広場	火事・救急
●婚姻届	■医療機関 38	電気・ガス・水道
●離婚届	診療所	し尿・浄化槽
●転籍届	休日診療	火葬場
時間外受付	■成人の保健 39	ペットの死体
オリジナルデザイン婚姻届	健康診査	捨て犬・捨て猫
オリジナルデザイン特別受理証明書	がん検診・その他検診	■主な関係機関 56
結婚新生活支援事業	予防接種	■相談 57
■証明書の発行 18	予防接種再接種費補助	町の相談事業
本人確認書類	骨髄移植ドナー支援事業	県などの相談窓口
住民票	がん患者アピアランスケア用品購入費補助	■防災情報 59
戸籍	若年がん患者ターミナルケア支援事業	避難施設マップ
印鑑登録	■介護保険 41	■安心・安全メール 61
マイナンバーカード	■高齢者の福祉 42	■住宅に関する補助 62
公的個人認証サービス電子証明書	生活支援サービス	
コンビニ交付	●町独自のサービス	
■国民健康保険 21	介護予防	
	●介護予防事業	

主な公共施設一覧



はAED(自動体外式除細動器)、



は電気自動車充電器の設置場所

	施設名	所在地	電話	FAX
①	豊山町役場 	豊場字新栄260	☎28-0001(代)	FAX 29-1177(代)
	保健センター 		☎28-3150	FAX 28-0061
②	総合福祉センターしいの木 	豊場字諏訪270	☎39-0776	FAX 39-0017
	総合福祉センターしいの木児童センター 		☎39-0114	
③	総合福祉センター南館ひまわり 	豊場字神戸188	☎39-3600	FAX 39-3602
	親子通園施設ひまわり園 		☎39-3603	
④	総合福祉センター北館さざんか 	青山字東栄12	☎28-2088	FAX 28-2062
	青山保育園 		☎28-3562	FAX 28-3697
⑤	豊山保育園 	豊場字新栄68	☎28-2888	FAX 28-2902
⑥	富士保育園 	豊場字流川46	☎28-3459	FAX 28-3509
⑦	豊山小学校 	豊場字中之町10	☎28-0004	FAX 28-0480
⑧	新栄小学校 	青山字東川100	☎28-3457	FAX 28-3458
⑨	志水小学校 	豊場字下戸1	☎28-5580	FAX 28-5519
⑩	豊山中学校 	豊場字前池39	☎28-0021	FAX 28-0388
⑪	社会教育センター 	豊場字和合72	☎28-5335	FAX 29-0719
⑫	豊山グラウンド	豊場字小道3-2		
⑬	豊山スカイプール (休止中) 	豊場字丸田35-2		
⑭	新栄学習等供用施設 	豊場字新栄64	☎28-0016	FAX 28-0016
⑮	東部学習等供用施設 	豊場字諏訪261	☎28-3171	FAX 28-3171
⑯	富士学習等供用施設 	豊場字下戸51	☎28-3802	FAX 28-3802
⑰	給食センター 	青山字金剛185-1	☎28-2423	FAX 28-2425
⑱	神明公園	青山字神明120-1	☎28-2463	FAX 29-3151
	航空館boon(ブーン) 		☎29-0036	FAX 29-0036
⑲	林先公園	豊場字林先1-11	☎28-2463	FAX 29-3151
⑳	豊山交番	豊場字高前90	☎052-501-0110	FAX 052-501-0459

※全てのページにおいて、市外局番の表示がないものは、市外局番は0568です。

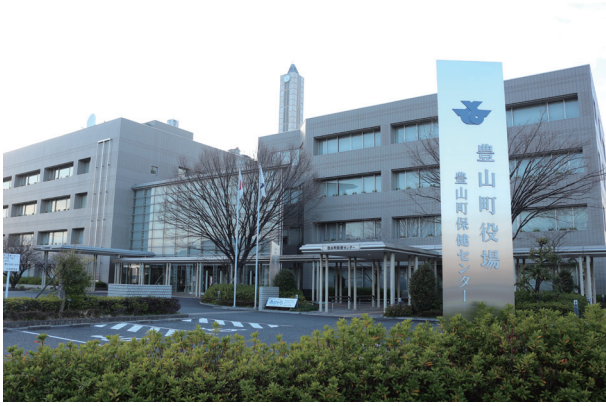


AED AEDは豊山町内の24時間営業のコンビニエンスストアにも設置しています。

	店舗名	所在地
①	セブンイレブン豊山町青山店	青山字金剛90-3
②	ローソン豊山町青山店	青山字高添142-1
③	ファミリーマート豊山和合橋店	青山字東川47
④	ファミリーマート豊山中之町店	豊場字中之町88-3
⑤	ローソン豊山町豊場店	豊場字沢口31-1
⑥	ローソン豊山町伊勢山店	豊場字伊勢山288-1

※2026年4月1日現在

公共施設案内



豊山町役場 ☎28-0001

所在地

〒480-0292（個別郵便番号：所在地記載不要）

西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 土・日曜日、祝休日、
12月29日～1月3日

時間外受付

出生、死亡や婚姻などの戸籍の届出は、開庁時間外も当直者が対応します。当直室は、役場庁舎1階の北西角にあります。

ご来庁の際は、インターホンでお知らせください。



保健センター ☎28-3150

豊山町役場に併設されています。

健康診査、相談事業、予防接種費の補助など、赤ちゃんから大人までを対象に保健サービスを提供します。

利用時間 午前8時30分～午後5時15分

休館日 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日



社会教育センター ☎28-5335

体育館(アリーナ)、視聴覚室、料理教室、多目的ホール、郷土資料室などを備え、スポーツ、講演会や学習会などに利用できます。

主要施設

1階…事務室、アリーナ、選手審判控室兼学習室、
図書室、幼児遊戯室

2階…ホール、ホール控室(1・2・3)、研修室1、
研修室2、郷土資料室

3階…実習室1、視聴覚室、料理教室、和室、茶室
屋外…実習室2

利用時間 午前9時～午後9時

休館日 月曜日、12月29日～1月3日

利用方法

申請と使用料が必要です。

(選手審判控室兼学習室を学習室*として利用する場合は予約不要。図書室、幼児遊戯室、郷土資料室は予約不要。)

インターネットを利用した仮予約ができます。

(詳しくは49ページへ)

※学習室の専用利用はできません。



社会教育センター図書室 ☎28-5449

社会教育センター内にある町立の図書室です。

蔵書は、一般書約6万6千冊、児童書約2万冊、雑誌約2千冊、紙芝居約1千点、視聴覚資料約5千5百点を揃えてあります。

また、図書室内には学習機が30人分あります。

本等を借りたい方は、1人につき、図書・雑誌12冊、紙芝居5セット、ビデオ・DVD1本(枚)、CD1枚、カセット2巻、各種あわせて計12点借りられます。貸出期間は15日間です。

また、インターネットを利用した本の予約ができます。(詳しくは49ページへ)

利用時間 午前10時～午後6時

(金曜日は午後8時30分まで)

休館日 月曜日、12月29日～1月3日

※図書整理のため、毎月末と特別整理期間も休館となります。

福祉施設



総合福祉センターしいの木 ☎39-0776

福祉コミュニティセンターや児童センター、高齢者のデイサービス、障がい者の福祉作業所を併せ持った町の福祉活動の拠点です。また、ボランティア団体の活動拠点にもなっています。

休館日 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日
(児童センターは祝休日を除く土曜日の利用可)

福祉コミュニティセンター・ボランティアセンター

町民の福祉活動推進のため、福祉ボランティアの活動拠点として、登録ボランティア団体の活動の場を提供しています。また、ふれあいルームなどを一般開放でご利用いただけます。

利用時間 午前9時～午後5時

児童センター ☎39-0114

児童向けの文化活動、レクリエーション、体力増進活動や乳幼児親子向けの子育て支援事業などを行うほか、子育てに関する相談に応じます。また、センターでは放課後児童クラブも行われています。

利用時間 午前9時～午後5時30分
(放課後児童クラブは午後6時30分まで)

デイサービスセンター ☎29-0002

介護保険により認定された要介護者と要支援者向けに、日常動作訓練、入浴サービスやレクリエーションなどで一日を過ごしていただけます。

利用時間 午前10時～午後3時15分

福祉作業所 ☎28-5925

身体障がい者や知的障がい者で雇用されることが困難な方に就労の場を提供し、自活に必要な訓練を行います。

利用時間 午前9時～午後4時



総合福祉センター北館さざんか ☎28-2088

福祉コミュニティセンターや児童館を併せ持った町北部の福祉の拠点です。

福祉コミュニティセンター

町民の福祉活動、地域活動の拠点として、休憩室やギャラリーなどをご利用いただけます。

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日
(地域活動は土・日曜日、祝休日も利用可)

児童館

児童・乳幼児向けの文化活動、レクリエーション活動などを行うほか、子育てに関する相談に応じます。また、児童館では放課後児童クラブも行われています。

利用時間 午前9時～午後5時30分
(放課後児童クラブは午後6時30分まで)

休館日 日曜日、祝休日、12月29日～1月3日



総合福祉センター南館ひまわり ☎39-3600

福祉コミュニティセンターや児童館を併せ持った町南部の福祉の拠点です。

福祉コミュニティセンター

町民の福祉活動、地域活動の拠点として、ひまわりプラザ、会議室などをご利用いただけます。

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日
(地域活動は土・日曜日、祝休日も利用可)

児童館

児童・乳幼児向けの文化活動、レクリエーションなどを行うほか、子育てに関する相談に応じます。

利用時間 午前9時～午後5時30分

休館日 日曜日、祝休日、12月29日～1月3日



豊山グランド

照明施設を備えたグランドです。野球、ソフトボールやサッカーなどにご利用いただけます。

利用時間 午前7時～午後9時
(夜間照明は午後5時～午後9時)

利用方法 申請と使用料が必要です。ご利用にあたってはあらかじめ団体登録が必要です。インターネットを利用した仮予約ができます。(詳しくは49ページへ)

休場日 12月29日～1月3日



志水テニスコート

硬式テニス、ソフトテニスどちらにもご利用いただけます。

所在地 豊場字志水108

利用時間 4～6月、10月～3月
午前9時～午後5時
7～9月
午前9時～午後7時

利用方法 申請(当日申請可)と使用料(2時間300円)が必要です。インターネットを利用した仮予約ができます。(詳しくは49ページへ)

休場日 12月29日～1月3日



伊勢山スポーツ広場

簡単なスポーツにご利用いただけます。

所在地 豊場字神戸106-1

利用時間 午前7時～午後7時

利用方法 申請(当日申請可)と使用料(2時間200円)が必要です。

インターネットを利用した仮予約ができます。(詳しくは49ページへ)

休場日 12月29日～1月3日



豊山スカイプール(休止中)

ウォータースライダーやロックスライダーを備えたファミリー向け屋外プールです。

開業期間 7月第1土曜日～9月第2日曜日

利用料金 高校生・一般…300円
小学生・中学生…100円
幼児・障がい者…無料



志水ふれあい広場

軽い運動やスポーツにご利用いただけます。

所在地

豊場字志水64-1

利用時間

午前7時～午後7時



青山ゲートボール場

ゲートボールを楽しむことができます。

所在地 青山字東栄176-1

利用時間 午前7時～午後7時

利用方法

申請(当日申請可)と使用料(2時間200円)が必要です。インターネットを利用した仮予約ができます。(詳しくは49ページへ)

小・中学校の体育館、運動場



小・中学校の体育館と運動場を学校教育に支障のない範囲で開放しています。

開放施設と利用時間

●小・中学校体育館、中学校柔剣道場・屋上テニスコート

平日 午後7時～午後9時

土・日曜日、祝休日 午前8時～午後9時

●小・中学校運動場

平日 午前5時～午前7時

土・日曜日、祝休日 午前7時～午後6時

●中学校運動場夜間使用

4月～11月 午後7時～午後9時

利用方法

申請と使用料が必要です。なお、ご利用にあたってはあらかじめ団体登録が必要です。

休場日 12月29日～1月3日

教育関連施設

学習等供用施設



新栄学習等供用施設 ☎28-0016



東部学習等供用施設 ☎28-3171



富士学習等供用施設 ☎28-3802

町内3か所にある学習等供用施設は、サークル・集会などの活動にご利用いただけます。

利用時間 午前9時～午後10時

利用方法 各供用施設で申請と使用料が必要です。

休館日 12月29日～1月3日

給食センター ☎28-2423



ドライシステムの採用、調理場内の適正な温度・湿度管理など、質の高い衛生管理に適した施設です。多機能な最新の調理機器等を導入しており、安全で美味しい給食を小中学校に提供しています。また、2階には見学通路が設けられ、ガラス越しに調理の様子を見ることができます。

公園

まちづくり推進課防災拠点推進グループ ☎28-2463

神明公園

町の北部(神明地区)に位置し、町民の健康増進、自然とのふれあい、文化活動やコミュニティ活動の拠点となる公園です。展望台からは県営名古屋空港が一望できます。また、芝生広場には仲間同士で楽しめるバーベキュー炉があります。その他にも水景施設、健康遊具、複合遊具などいろいろな施設があり、子どもから大人まで楽しめる公園です。なお、愛知県基幹的広域防災拠点の整備のため、一部エリアを閉鎖しています。

公園種別 地区公園

所在地 豊山町大字青山字神明120-1

面積 約4.2ha

主な施設 展望台、バーベキュー炉、芝生広場、水景施設、トイレ、複合遊具、健康遊具、シェルター、自転車置場、駐車場(73台)

利用方法 バーベキュー炉を利用される場合は、航空館boonにて申請が必要です(3か月前から申請可)。利用料は無料です。



林先公園

本町の南東部(林先地区)に位置し、エアポートウォーク名古屋に隣接した公園です。憩いの場としてご利用いただけます。

公園種別 街区公園

所在地 豊山町大字豊場字林先1-11

面積 2,500m²



イベント広場

商工業の振興と町民のふれあいの場としてご利用いただけます。

所在地 豊山町大字豊場字城屋敷126-1 (商工会館西側)

利用方法 申請が必要です(1年前から申請可)。
利用料は無料です。



航空関連展示施設

まちづくり推進課防災拠点推進グループ ☎28-2463

航空館boon ☎29-0036

神明公園内に立地する航空館boonは、航空への興味と空への夢を育み、その理解と知識を深めることができる施設です。三菱MU-2A3号機、ヘリコプターの実機展示や、様々な形のエンジンの実物展示、退役したFDA4号機のフォトスポット、航空宇宙に関する展示やフライトシミュレーターによる体験学習コーナーなどがあります。



主要施設 ターボファンエンジン・航空宇宙に関する展示ブース・フライトシミュレーター・スカイライブラリー・MU-2A、あさづる実機展示・学習室・展望デッキ・FDAフォトスポット

開館時間 午前9時～午後4時

休館日 火曜日(火曜日が祝日のときは翌日以降の直近の平日)、12月29日～1月3日

入館料 無料



町内の航空展示施設

あいち航空ミュージアム ☎39-0283

「YS-11」など、愛知ゆかりの実機展示のほか、パイロットや整備士の職業体験、航空機が飛ばしくみを楽しく学ぶサイエンスラボなど体験型プログラムが充実しています。

開館時間 午前10時～午後5時(最終入館は閉鎖の30分前)

休館日 火曜日・水曜日
(祝日及び振替休日の場合は翌日以降の直近の平日)

入館料 大人1,000円 高校生・大学生800円
小中学生500円 未就学児無料



空港

県営名古屋空港は、豊山町内にあり、徒歩でもアクセスが可能です。フィンガーコンコースですぐに搭乗できます。ビジネスや旅行でご利用ください。

航空会社 (株)フジドリームエアラインズ(FDA)

就航先 札幌(丘珠)、青森、いわて花巻、山形、新潟、出雲、高知、福岡、熊本(2026年3月末日現在)

※就航先は変更される場合があります。詳細は航空事業者にお問い合わせください。

問合せ ●航空券の予約・購入などについて

FDAコールセンター ☎0570-55-0489
<https://www.fujidream.co.jp/>



●空港の施設案内について

名古屋空港総合案内所(名古屋空港ビルディング(株)) ☎28-5633
<https://www.nagoya-airport.jp/>



●空港へのアクセスについて

あおい交通(株)野口営業所(名古屋駅⇄空港) ☎79-6464

名鉄バス(株)一宮営業所(名鉄西春駅⇄空港) ☎0586-72-1012

県営名古屋空港利用促進助成金 まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28-0944

県営名古屋空港の利用促進を図るため、県営名古屋空港を利用する町民の方を対象に、助成金を交付します。

対象者 県営名古屋空港を発着する定期航空路線またはチャーター便を有償で利用した方で、豊山町の住民基本台帳に記録されている方

助成金額

区分	助成金額(搭乗1回につき)
大人(12歳以上の方)	2,000円
小児(3歳以上12歳未満の方)	1,000円

※上記の年齢は、搭乗日における年齢です。

申請方法 申請書に必要事項(申請者、搭乗情報、振込口座等)を記入の上、搭乗券(原本)を添付し、申請してください。搭乗券に搭乗者名が記載されていない場合は、搭乗券と合わせてFDAが発行する搭乗証明書等(※)を添付してください。

※FDAが発行する搭乗証明書は、団体旅行やチャーター便をご利用の場合は、原則搭乗日当日のみ取得できます。当日取得できなかった場合は、旅行会社を通じてFDAへ発行を依頼してください。

※金融機関振込口座のわかるものをお持ちください。

助成回数 対象者ごとに年度当たり搭乗片道6回まで

申請期限 搭乗日の翌日から起算して30日以内

商工会会員に対する空港利用助成 まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28-0944

県営名古屋空港の利用促進と、本町の商工業の振興を図るため、県営名古屋空港を利用する豊山町商工会会員を対象に、その利用を助成します。なお、利用者の登録および助成金の申請は、豊山町商工会(☎28-3800)で受け付けます。

対象者 利用登録を行った豊山町商工会会員 **助成金額** 利用登録者の搭乗片道1回につき、2,000円

申請方法 ●豊山町商工会で事業者登録をしてください。

●利用登録者が県営名古屋空港を発着する定期航空路線またはチャーター便を有償で利用されたら、助成金交付申請書に必要事項を記入の上、搭乗券(原本)を添付し、豊山町商工会へ申請してください。

助成回数 事業者ごとに年度当たり搭乗片道6回まで

申請期限 搭乗日の翌日から起算して30日以内

とよやまタウンバス

北ルート 豊山町内を巡回し、小牧市方面とをつなぎます。小牧市民病院の通院などに便利な小型のバスです。

南ルート 豊山町内を巡回し、黒川、愛知県庁や名古屋栄まで走ります。通勤・通学やお買い物に便利なバスです。

- 利用方法**
- 現金、乗車券、PayPayでご乗車ください。
 - 料金は前払いです。
 - 小学生未満は無料です。
 - 小学生、障害者手帳をお持ちの方とその同伴者1名は半額です。

問合せ あおい交通(株)本社 ☎77-0001
<http://aoi-komaki.jp/>



とよやま
タウンバス
スマホ用サイト



とよやまタウンバス



名鉄バス西春・空港線 / 県営名古屋空港線

豊山町と県営名古屋空港、名鉄西春駅、名古屋駅をつなぎます。

利用方法

- 現金かmanaca（マナカ）など全国の交通系ICカードでご乗車ください。（西春・空港線は定期券も利用可）
- 料金は後払いです。
- 小学生はおとな運賃の半額です。
- 障がい者の割引、幼児の方のご利用についてはお問い合わせください。

問合せ

西春・空港線：名鉄バス(株)一宮営業所
☎0586-72-1012

県営名古屋空港線：名鉄バス(株)名古屋中央営業所
☎052-304-9951

<http://www.meitetsu-bus.co.jp/>



名鉄バス(株)



名鉄バス
ウェブサイト

あおい交通名古屋空港直行バス

豊山町と名古屋駅、春日井市方面をつなぎます。

利用方法

- 現金、回数券、PayPay、クレジットカードのタッチ決済でご乗車ください。
- 料金は前払いです。
小学生、障害者手帳をお持ちの方とその同伴者1名は半額です。
- 小学生未満は無料です。
- ダイヤは県営名古屋空港の航空機のダイヤによって変わります。

問合せ

あおい交通(株)野口営業所 ☎79-6464
<http://aoi-komaki.jp/>



あおい交通(株)名古屋空港直行バス



あおい交通
ウェブサイト

※最新の運行状況は、各問合せ先にご確認ください。

各方面へのアクセス

●名古屋市栄方面へ行くには？

- ①とよやまタウンバス南ルート（1時間に約1本）
 降車停留所 「名古屋栄」「愛知県庁前」「黒川」
 など
 所要時間 約40分
- ②あおい交通名古屋空港直行バス（1時間に約2本）
 降車停留所 「名古屋栄」
 所要時間 約20分
- ③名鉄バス県営名古屋空港線（1時間に約1本）
 降車停留所 「栄」
 所要時間 約20分

●名古屋駅方面へ行くには？

- ①あおい交通名古屋空港直行バス（1時間に約2本）
 降車停留所 「名古屋駅」
 所要時間 約20～30分
- ②名鉄バス県営名古屋空港線（1時間に約1本）
 降車停留所 「名鉄バスセンター」
 所要時間 約40分
- ③名鉄バス西春・空港線（1時間に約2本）
 降車停留所 「西春駅」
 西春駅で名鉄電車に乗り換え
 所要時間 約40分

●小牧方面へ行くには？

- とよやまタウンバス北ルート（1時間に約1本弱）
 降車停留所 「小牧市民病院」「小牧市役所前」
 など
 所要時間 約15～30分

●西春駅方面へ行くには？

- 名鉄バス西春・空港線（1時間に約2本）
 降車停留所 「西春駅」
 所要時間 約20分

●春日井市の味美駅方面へ行くには？

- あおい交通名古屋空港直行バス（1時間に約1本）
 降車停留所 「味美」
 所要時間 約20分

●春日井市の勝川駅方面へ行くには？

- あおい交通名古屋空港直行バス（1時間に約1本）
 降車停留所 「勝川」
 所要時間 約25分

※所要時間は町内各停留所からの時間を示しています。

バス停留所

※南ロータリーに乗り入れします

●とよやまタウンバス北ルート ●名鉄バス ●名鉄バス（県営名古屋空港線） ●名古屋市長バス ●こまくる（こまき巡回バス）
 ●とよやまタウンバス南ルート ●名鉄バス（快速便） ●名古屋空港直行バス ●きたバス（北名古屋市内循環バス）

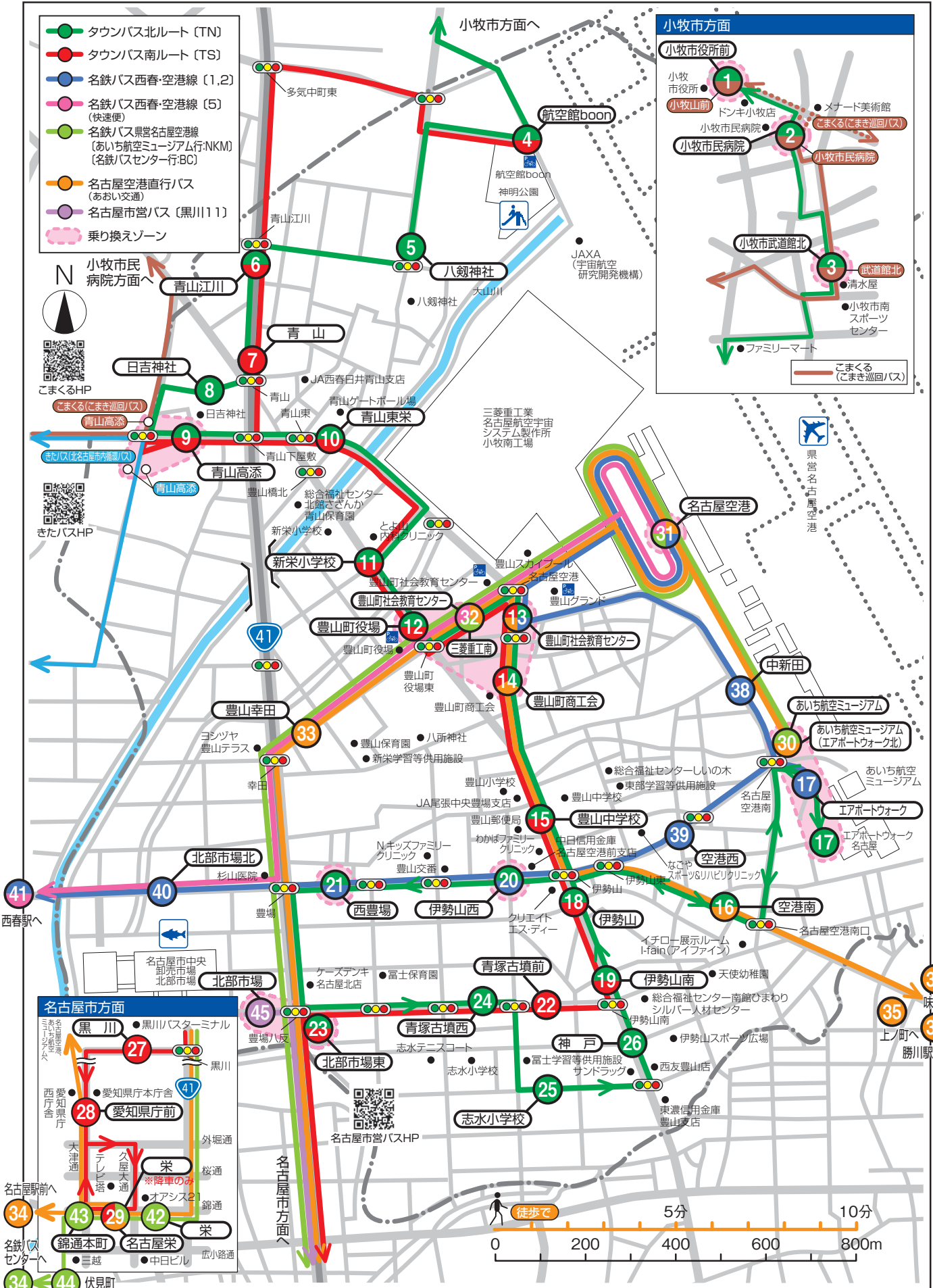


※2026年4月1日現在時点の情報です。年度途中で各運行会社により変更される場合があります。

公共交通マップ

公共交通マップを役場・乗車券取扱所などで配布しています。

●バス路線図



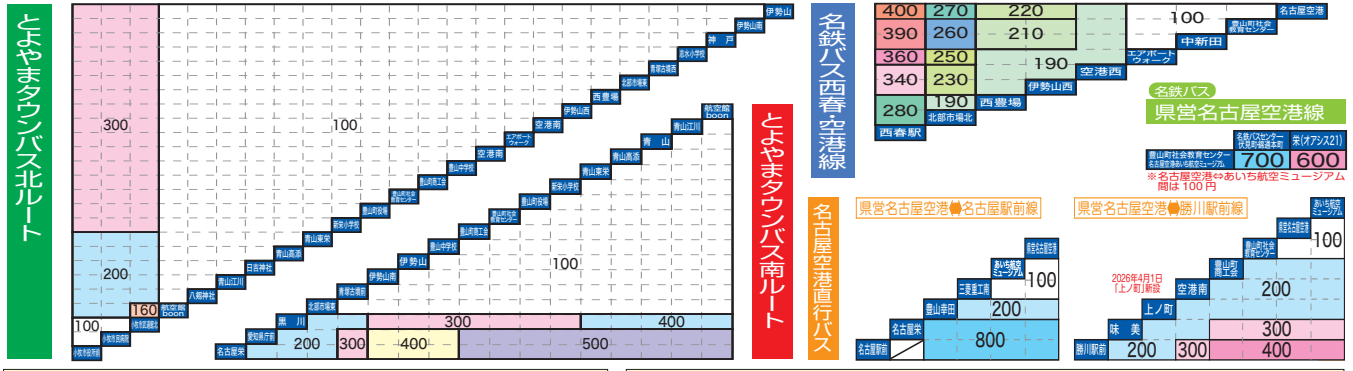
※2026年4月1日現在時点の情報です。年度途中で各運行会社により変更される場合があります。

●バス時刻表

とよまタウンバス北ルート (TN) ※土・休日は みのみ (北部市場方面) R6.4.1 改正										とよまタウンバス北ルート (TN) ※土・休日は みのみ (小牧市役所方面) R6.4.1 改正														
小牧市役所前	9:33	11:30	14:00	15:56	17:52	19:38	北部市場東	7:20	8:30	10:15	12:12	14:42	16:38	18:34	20:08	北部市場東	7:20	8:30	10:15	12:12	14:42	16:38	18:34	20:08
小牧市民病院	9:35	11:32	14:02	15:58	17:54	19:40	青塚古墳西	7:21	8:31	10:16	12:13	14:43	16:39	18:35	20:09	青塚古墳西	7:21	8:31	10:16	12:13	14:43	16:39	18:35	20:09
小牧市武道館北	9:38	11:35	14:05	16:01	17:57	19:43	志水小学校	7:22	8:32	10:17	12:14	14:44	16:40	18:36	志水小学校	7:22	8:32	10:17	12:14	14:44	16:40	18:36		
航空館boon	9:44	11:41	14:11	16:07	18:03	19:49	神戸	7:23	8:33	10:18	12:15	14:45	16:41	18:37	神戸	7:23	8:33	10:18	12:15	14:45	16:41	18:37		
八剣神社	9:45	11:42	14:12	16:08	18:04	19:50	伊勢山南	7:24	8:34	10:19	12:16	14:46	16:42	18:38	伊勢山南	7:24	8:34	10:19	12:16	14:46	16:42	18:38		
青山江川	9:48	11:45	14:15	16:11	18:07	19:53	伊勢山南	7:25	8:35	10:20	12:17	14:47	16:43	18:39	伊勢山南	7:25	8:35	10:20	12:17	14:47	16:43	18:39		
日吉神社	9:50	11:47	14:17	16:13	18:09	19:55	空港南	↓	↓	10:22	12:19	14:49	16:45	18:41	空港南	↓	↓	10:22	12:19	14:49	16:45	18:41		
青山高添	9:51	11:48	14:18	16:14	18:10	19:56	エアポートウォーク	↓	↓	10:27	12:24	14:54	16:50	18:46	エアポートウォーク	↓	↓	10:27	12:24	14:54	16:50	18:46		
青山東栄	9:53	11:50	14:20	16:16	18:12	19:58	空港南	↓	↓	10:30	12:27	14:57	16:53	18:49	空港南	↓	↓	10:30	12:27	14:57	16:53	18:49		
新栄小学校	9:54	11:51	14:21	16:17	18:13	19:59	豊山中学校	7:27	8:37	10:33	12:30	15:00	16:56	18:52	豊山中学校	7:27	8:37	10:33	12:30	15:00	16:56	18:52		
豊山町役場	9:54	11:51	14:21	16:17	18:13	19:59	豊山町商工会	7:28	8:38	10:34	12:31	15:01	16:57	18:53	豊山町商工会	7:28	8:38	10:34	12:31	15:01	16:57	18:53		
豊山町教育センター	9:55	11:52	14:22	16:18	18:14	20:00	豊山町教育センター	7:29	8:39	10:35	12:32	15:02	16:58	18:54	豊山町教育センター	7:29	8:39	10:35	12:32	15:02	16:58	18:54		
豊山町商工会	9:55	11:52	14:22	16:18	18:14	20:00	豊山町役場	7:31	8:41	10:37	12:34	15:04	17:00	18:56	豊山町役場	7:31	8:41	10:37	12:34	15:04	17:00	18:56		
豊山中学校	9:56	11:53	14:23	16:19	18:15	20:01	新栄小学校	7:31	8:41	10:37	12:34	15:04	17:00	18:56	新栄小学校	7:31	8:41	10:37	12:34	15:04	17:00	18:56		
空港南	9:59	11:56	14:26	16:22	18:18	↓	青山東栄	7:33	8:43	10:39	12:36	15:06	17:02	18:58	青山東栄	7:33	8:43	10:39	12:36	15:06	17:02	18:58		
エアポートウォーク	10:04	12:01	14:31	16:27	18:23	↓	青山高添	7:35	8:45	10:41	12:38	15:08	17:04	19:00	青山高添	7:35	8:45	10:41	12:38	15:08	17:04	19:00		
空港南	10:09	12:06	14:36	16:32	18:28	↓	日吉神社	7:37	8:47	10:43	12:40	15:10	17:06	19:02	日吉神社	7:37	8:47	10:43	12:40	15:10	17:06	19:02		
伊勢山西	7:16	8:26	10:11	12:08	14:38	18:30	20:04	青山江川	7:38	8:48	10:44	12:41	15:11	17:07	19:03	青山江川	7:38	8:48	10:44	12:41	15:11	17:07	19:03	
西豊場	7:17	8:27	10:12	12:09	14:39	18:31	20:05	八剣神社	7:40	8:50	10:46	12:43	15:13	17:09	19:05	八剣神社	7:40	8:50	10:46	12:43	15:13	17:09	19:05	
北部市場東	7:20	8:30	10:15	12:12	14:42	18:34	20:08	航空館boon	7:41	8:51	10:47	12:44	15:14	17:10	19:06	航空館boon	7:41	8:51	10:47	12:44	15:14	17:10	19:06	

とよまタウンバス南ルート (TS) ※土・休日は みのみ R6.4.1 改正													
航空館boon	6:40	7:13	8:56	9:29	11:09	11:42	13:53	14:50	16:06	17:25	18:24	19:38	20:34
青山江川	6:43	7:16	8:59	9:32	11:12	11:45	13:56	14:53	16:09	17:28	18:27	19:41	20:37
青山山	6:44	7:17	9:00	9:33	11:13	11:46	13:57	14:54	16:10	17:29	18:28	19:42	20:38
青山高添	6:48	7:21	9:04	9:37	11:17	11:50	14:01	14:58	16:14	17:33	↓	↓	↓
青山東栄	6:49	7:22	9:05	9:38	11:18	11:51	14:02	14:59	16:15	17:34	18:29	19:43	20:38
新栄小学校	6:50	7:23	9:06	9:39	11:19	11:52	14:03	15:00	16:16	17:35	18:30	19:44	20:39
豊山町役場	6:50	7:23	9:06	9:39	11:19	11:52	14:03	15:00	16:16	17:35	18:30	19:44	20:39
豊山町教育センター	6:52	7:25	9:08	9:41	11:21	11:54	14:05	15:02	16:18	17:37	18:32	19:46	20:41
豊山町商工会	6:52	7:25	9:08	9:41	11:21	11:54	14:05	15:02	16:18	17:37	18:32	19:46	20:41
豊山中学校	6:53	7:26	9:09	9:42	11:22	11:55	14:06	15:03	16:19	17:38	18:33	19:47	20:42
伊勢山	6:55	7:28	9:11	9:44	11:24	11:57	14:08	15:05	16:21	17:40	18:35	19:49	20:44
伊勢山南	6:56	7:29	9:12	9:45	11:25	11:58	14:09	15:06	16:22	17:41	18:36	19:50	20:45
青塚古墳前	6:57	7:30	9:13	9:46	11:26	11:59	14:10	15:07	16:23	17:42	18:37	19:51	20:46
北部市場東	6:59	7:32	9:15	9:48	11:28	12:01	14:12	15:09	16:25	17:44	18:39	19:53	20:48
黒川	7:15	7:48	9:31	10:04	11:44	12:17	14:28	15:25	16:41	18:00	18:55	20:09	21:04
愛知県庁前	7:22	7:55	9:38	10:11	11:51	12:24	14:35	15:32	16:48	18:07	19:02	20:16	21:11
名古屋栄	7:29	8:02	9:45	10:18	11:58	12:31	14:42	15:39	16:55	18:14	19:09	20:23	21:18
名古屋栄	7:32	8:05	9:47	10:20	12:00	12:33	14:44	15:41	16:57	18:16	19:11	20:25	21:20
愛知県庁前	7:36	8:09	9:51	10:24	12:04	12:37	14:48	15:45	17:01	18:20	19:15	20:29	21:24
黒川	7:44	8:17	9:59	10:32	12:12	12:45	14:56	15:53	17:09	18:28	19:23	20:37	21:32
北部市場東	8:00	8:33	10:15	10:48	12:28	13:01	15:12	16:09	17:25	18:44	19:39	20:53	21:48
青塚古墳前	8:02	8:35	10:17	10:50	12:30	13:03	15:14	16:11	17:27	18:46	19:41	20:54	21:49
伊勢山南	8:03	8:36	10:18	10:51	12:31	13:04	15:15	16:12	17:28	18:47	19:42	20:55	21:50
伊勢山	8:05	8:38	10:20	10:53	12:33	13:06	15:17	16:14	17:30	18:49	19:44	20:56	21:51
豊山中学校	8:08	8:41	10:23	10:56	12:36	13:09	15:20	16:17	17:33	18:52	19:47	20:57	21:52
豊山町商工会	8:09	8:42	10:24	10:57	12:37	13:10	15:21	16:18	17:34	18:53	19:48	20:57	21:52
豊山町教育センター	8:10	8:43	10:25	10:58	12:38	13:11	15:22	16:19	17:35	18:54	19:49	20:58	21:53
豊山町役場	8:11	8:44	10:26	10:59	12:39	13:12	15:23	16:20	17:36	18:55	19:50	20:59	21:54
新栄小学校	8:12	8:45	10:26	10:59	12:39	13:12	15:23	16:20	17:36	18:55	19:50	20:59	21:54
青山東栄	8:14	8:47	10:28	11:01	12:41	13:14	15:25	16:22	17:38	18:57	19:52	21:00	21:55
青山高添	8:19	8:52	10:32	11:05	12:45	13:18	15:29	16:26	17:42	19:01	19:56	21:03	21:57
青山山	8:20	8:53	10:33	11:06	12:46	13:19	15:30	16:27	17:43	19:02	19:57	21:04	21:58
青山江川	8:21	8:54	10:34	11:07	12:47	13:20	15:31	16:28	17:44	19:03	19:58	21:05	21:59
航空館boon	8:26	8:59	10:39	11:12	12:52	13:25	15:36	16:33	17:49	19:08	20:04	21:08	22:02

●バス運賃表



●タウンバス乗車券取扱所 ※ R8.4.1 現在
 クリエイトエス・ディー、ファミリーマート豊山和合橋店、ファミリーマート豊山中町店、
 万代屋、ローソン豊山町青山店、エアポートウォーク名古屋サービスカウンター、豊山町役場
 会計課、ヨシヅヤ豊山テラス、セブンイレブン豊山町青山店、セブンイレブン名古屋如意店

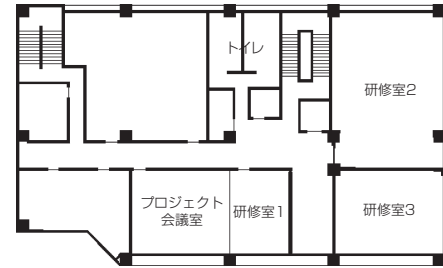
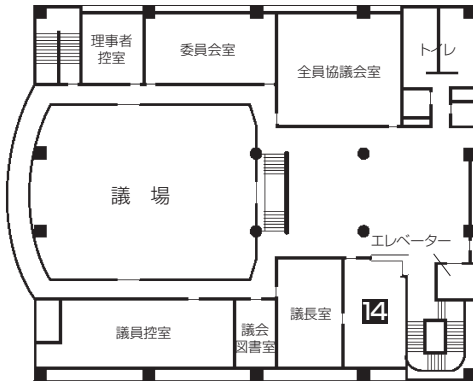
●1,000円セット 100円券×11枚つづり
 ●2,000円セット 200円券×11枚つづり

〈バスの運行・忘れ物について〉
 とよまタウンバス：あおい交通株式会社 TEL (0568)77-0001 FAX (0568)73-7762
 西春・空港線：名鉄バス株一宮営業所 TEL (0586)72-1012 FAX (0586)72-5437
 豊山町教育センター・新栄小学校・豊山町役場線：名鉄バス株名古屋中央営業所 TEL (052)304-9951 FAX (052)355-7583
 名古屋栄・黒川線：あおい交通株野口営業所 TEL (0568)79-6464 FAX (0568)79-6467
 〈このマップについて・公共交通全般について〉
 豊山町産業建設部まちづくり推進課 TEL (0568)28-0944 FAX (0568)29-3151

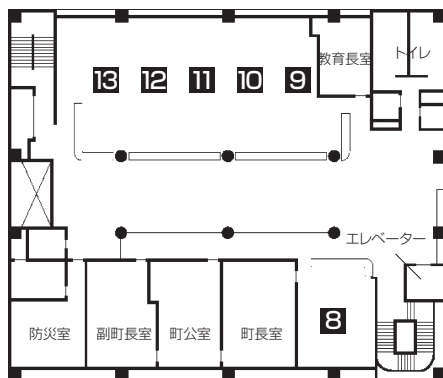
役場案内

●庁舎・業務案内

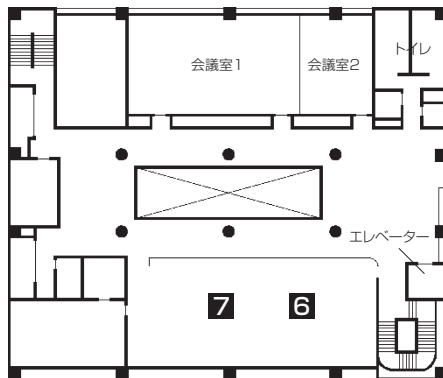
4 F



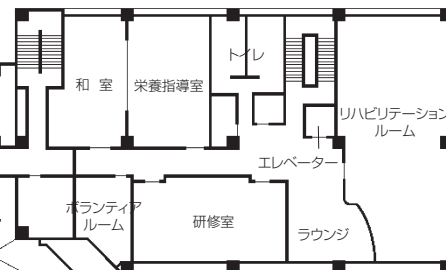
3 F



2 F

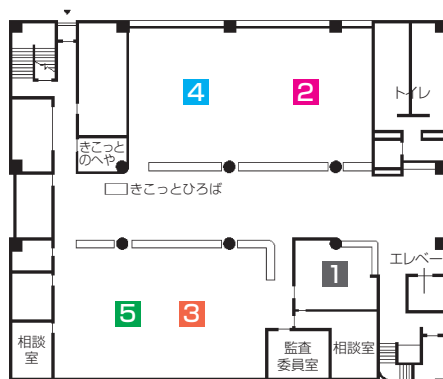


保健センター

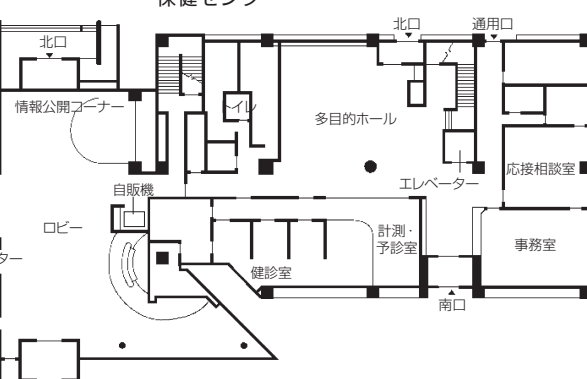


1 F

時間外受付



保健センター



閉庁日 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

時間外受付 出生、死亡や婚姻などの戸籍の届出は、開庁時間外も当直者が対応します。
当直室は、役場庁舎1階の北西角にあります。
ご来庁の際は、通用口のインターホンでお知らせください。

4 F

14 議会事務局 庶務・議事課	庶務・議事グループ	☎ 28-6004 FAX 29-3152	町議会事務
14 監査事務局 監査室	監査グループ	☎ 28-6004 FAX 29-3152	監査委員事務

3 F

8 総務部 人事秘書課	人事秘書グループ	☎ 28-0395 FAX 29-1177	町長・副町長の秘書、表彰、人事、給与、研修
9 教育委員会事務局 学校教育課	学校教育グループ	☎ 28-2211 FAX 29-1177	小中学校入学・転校手続き、教育相談、私立高等学校授業料補助、私立幼稚園授業料補助、就学援助
10 教育委員会事務局 生涯学習課	生涯学習グループ	☎ 28-0396 FAX 29-1177	生涯学習の振興、文化財の保護、青少年教育、家庭教育、スポーツの振興
11 総務部 総務課	総務・財政グループ	☎ 28-6003 FAX 29-1177	法規、情報公開、個人情報保護、行政改革、選挙、行政相談、法律相談、予算、財政、入札・契約
12 企画調整部 企画課	企画・広報グループ	☎ 28-0913 FAX 29-1177	総合計画、地域協働、広報広聴、統計、男女共同参画、国際交流、地区委員
	デジタル化推進グループ	☎ 28-0939 FAX 29-1177	デジタル化の推進、情報セキュリティ
13 企画調整部 防災安全課	防災安全グループ	☎ 28-0355 FAX 29-1177	消防、防災、交通安全対策、防犯対策、臨時運行の許可

2 F

6 産業建設部 まちづくり推進課	まちづくり推進グループ	☎ 28-0944 FAX 29-3151	商工振興、空港、消費生活、公共交通、観光、宅地開発、建築確認、屋外広告物
	防災拠点推進グループ	☎ 28-2463 FAX 29-3151	防災拠点、都市計画、都市公園
7 産業建設部 建設課	下水道グループ	☎ 28-0940 FAX 29-3151	下水道事業
	土木・農政グループ	☎ 28-0380 FAX 29-3151	道路・水路、町営住宅の維持管理、営繕工事、農業用施設の維持管理、農業委員会、農地転用

1 F

1 会計課	会計グループ	☎ 28-0344 FAX 28-2870	町税の収納、決算事務、愛知県収入証紙の取扱い
2 生活福祉部 住民課	住民・年金グループ	☎ 28-0966 FAX 28-2870	戸籍、住民票、印鑑登録、国民年金、マイナンバーカードの交付・更新
	環境保全グループ	☎ 28-0916 FAX 28-2870	ごみ収集、資源収集、し尿処理、公害対策
3 生活福祉部 保険課	国民健康保険・医療グループ	☎ 28-0917 FAX 28-2870	国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、未熟児養育医療
	介護グループ	☎ 28-0100 FAX 28-2870	介護保険、高齢者福祉
3 地域包括支援センター	包括支援グループ	☎ 28-0932 FAX 28-2870	介護予防事業、高齢者総合相談、高齢者権利擁護
4 総務部 税務課	課税グループ	☎ 28-2434 FAX 28-2870	個人・法人町民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、町税の証明、公簿の閲覧
	収納グループ	☎ 28-0926 FAX 28-2870	収納、納税相談
5 生活福祉部 福祉課	福祉グループ	☎ 28-0912 FAX 28-2870	障がい者福祉、生活保護、民生・児童委員、人権擁護、老人クラブ、敬老会、保護司、日赤
5 生活福祉部 子ども応援課	子ども応援グループ	☎ 28-0936 FAX 28-2870	保育園、児童手当、ひとり親家庭福祉、放課後児童対策、要保護児童、児童遊園、子ども会、ファミリー・サポート・センター、きこっこのへや、きこっとひろば
生活福祉部 保健センター	保健予防グループ	☎ 28-3150 FAX 28-0061	健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導、成人保健、母子保健、予防接種

※全てのページにおいて、市外局番の表示がないものは、市外局番0568です。

※表は左から課名（センター名）、グループ名、電話番号・FAX番号、所管業務です。

代表電話は28-0001です。

本人確認書類

住所や身分に変更があったときの届出の際には、届出書を持参された方の本人確認をさせていただきます。本人確認書類として、以下のものを必ずお持ちください。

●官公署発行の写真付の身分証明書

(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど ※有効期限内のもの)

●写真付身分証明書がない場合 資格確認書、年金手帳など、本人確認できるもの2点

※代理人の場合は委任状が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

住所に変更があったときの届出

届出の種類	届出が必要なとき	届出期間	届出に必要なもの
転入届	他市区町村から豊山町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出証明書（前住所地の市区町村で発行） ● マイナンバーカード（所有者のみ） ● 本人確認書類 ※外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書のいずれかが必要です
転出届	豊山町から他市区町村へ引っ越すとき	転出する予定の日までの14日間または転出した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑登録証（登録者のみ） ● 国民健康保険資格確認書など町から発行されているもの ● 本人確認書類
転居届	豊山町内で住所が変わったとき	転居した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード（所有者のみ） ● 国民健康保険資格確認書など町から発行されているもの ● 本人確認書類 ※外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書のいずれかが必要です

窓口の混雑状況について

毎年3月から5月にかけて、住所異動をする方が多くなるため、住民課の窓口は大変混み合います。特に正午前後や月曜日・休日明けはお待ちいただく時間が長くなる傾向があります。時間に余裕を持って来庁していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

マイナンバーカード所有者が転入・転出をするとき

マイナンバーカード所有者が転出する場合は、原則として「転入届の特例」の対象になります。転出手続きの際に通常の転出証明書の発行が省略され、転入先でマイナンバーカードを提出して暗証番号を入力することで転入手続きおよびカードの継続利用手続きを行います。

転入手続きの際には、所有者全員分（同時に転入する同一世帯員に限る）のマイナンバーカードをお持ちください。

●注意事項

●マイナンバーカードは有効期限内のものに限ります。

●転入先でのマイナンバーカードの継続利用を希望しない場合は、転出手続きの際にカードの返納を行ってください。

●所定の届出日を経過すると、転入届の特例及びカードの継続利用ができない場合があります。転出手続きについては異動日（新しい住所に住み始める日）の前後14日、転入手続きについては異動日から14日以内に必ず届出を行ってください。

身分に変更があったときの届出

届出の種類	届出期間	届出人	届出先	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	生まれた子の父または母	本籍地、住所地、子どもの出生地のうちいずれかの市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生届書（出生証明書） ● 親子（母子）健康手帳 ※出生届と同時にマイナンバーカードの申請ができます。詳しくは19ページをご覧ください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡した人の親族、同居人、居住していた家屋の家主など	死亡した人の本籍地、届出人の住所地、死亡地のうちいずれかの市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡届書（死亡診断書） ※死亡届出により火葬許可証を発行します
婚姻届	特になし	夫になる人と妻になる人	夫もしくは妻の本籍地または住所地のいずれかの市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻届 ● 本人確認書類 ※婚姻届には証人（成人）2人の署名が必要です ※氏に変更がある方は、マイナンバーカード（所有者のみ）、国民健康保険資格確認書（加入者のみ）をお持ちください
離婚届	協議離婚…特になし 裁判離婚…確定した日から10日以内	夫と妻 ※裁判離婚の場合 確定から10日以内は申立人、以後は申立人相手方のどちらでも	本籍地または住所地のいずれかの市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚届 ● 本人確認書類 ※協議離婚届には証人（成人）2人の署名が必要です ※氏に変更がある方は、マイナンバーカード（所有者のみ）、国民健康保険資格確認書（加入者のみ）をお持ちください
転籍届	特になし	戸籍筆頭者とその配偶者	本籍地または住所地の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 転籍届 ● 本人確認書類

※令和6年3月から戸籍届出時の戸籍謄本の添付が不要になりました。

時間外受付 当直室 ☎28-0001

出生、死亡や婚姻などの戸籍の届出は、開庁時間外も当直者が対応します。当直室は、役場庁舎1階の北西角にあります。ご来庁の際は、通用口のインターホンでお知らせください。

オリジナルデザイン婚姻届

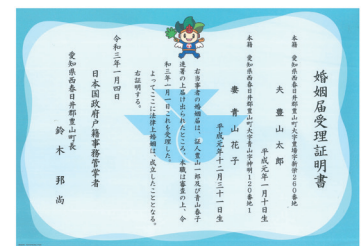
町のマスコットキャラクター「地空人くん」のイラスト入りデザイン婚姻届です。複写式で、2枚目は届出の記念として保管していただけます。どこの市区町村でも届出をすることができます。1階2番窓口住民課で、ご希望の方に無料で1人1枚まで配布しています。



オリジナルデザイン特別受理証明書

婚姻などの戸籍の届出が受理されたことを示す証明書です。町のマスコットキャラクター「地空人くん」のイラスト入りの特別な受理証明書です。

- **申請者** 本町に婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届を出された方
- **申請期限** 原則、届出が受理された翌月の20日まで
- **手数料** 1通1,400円



結婚新生活支援事業 子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

新婚世帯の新居の住居費・引っ越し費用の補助を行います。補助金額や補助対象など、詳しくは右記の二次元コードをご覧ください。



本人確認書類

証明書の交付申請をする方の本人確認をさせていただきます。本人確認書類として、以下のものを必ずお持ちください。

- 官公署発行の写真付の身分証明書
(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど ※有効期限内のもの)
- 写真付身分証明書がない場合 資格確認書、年金手帳など、本人確認できるもの2点
※その他の書類(委任状など)が必要となる場合があります。

住民票

●住民票の写し

住民課の窓口にて用意してある申請書に必要事項を記入し、申請してください。

※本人または本人と同一世帯の方以外が申請する場合は、委任状などが必要となります。

手数料 200円

●住民票の写しの広域交付

住民基本台帳ネットワークシステムにより、全国の役所・役場で住民票の写しの交付申請ができます。広域交付の住民票の写しは、申請者本人または本人と同一の世帯員について交付申請ができます。本籍が記載された住民票の写しは発行できませんので、住民登録をされている市区町村で行ってください。

※必ず本人が官公署発行の写真付身分証明書(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど ※有効期限内のもの)をお持ちください。

戸籍

受理証明書は届出が受理された市区町村に請求してください。

証明事項	証明内容	手数料
戸籍謄本 (全部事項証明書)	戸籍に記録されている事項の全てを証明したもの	450円
戸籍抄本 (個人事項証明書)	戸籍中の個人について、記録されている事項の全てを証明したもの	450円
戸籍電子証明書 提供用識別符号	行政手続きにおいて、電子化された戸籍情報を提供するために必要な識別符号	400円
除籍謄本・抄本	戸籍に記載されている人が全員除籍された戸籍で、全員または必要とする人だけを証明したもの	750円
改製原戸籍	戸籍法の改正以前の戸籍	750円
除籍電子証明書 提供用識別符号	行政手続きにおいて、電子化された除籍情報を提供するために必要な識別符号	700円
受理証明書	婚姻届などの届出を受理したことの証明	350円
記載事項証明書	戸籍に記載されている内容を証明するもの	350円
届書等情報内容証明書	届書等の画像情報を証明するもの	350円
附票の写し	戸籍に記載されている方の、その戸籍が作られてから現在または除籍されるまでの住所の履歴の証明	200円
身分証明書	法律行為を行う能力や財産を管理する能力があること、また経済上の信用状況を証明するもの	200円

●戸籍の広域交付

戸籍情報システムにより、全国の役所・役場で戸籍謄本及び除籍謄本の交付申請ができます。広域交付の申請は、申請者本人・配偶者及び直系血族(祖父母・父母・子・孫等)の方のみ可能です。

※必ず本人が官公署発行の写真付身分証明書(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど ※有効期限内のもの)をお持ちください。

●無戸籍者相談窓口

名古屋法務局 ☎052-952-8130 (午前9時~午後5時、土日祝除く)

印鑑登録

●登録の仕方

住民課の窓口にて用意してある申請書に必要事項を記入し、申請してください。

申請に必要なもの

本人が申請する場合…登録する印鑑、官公署発行の写真付身分証明書(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど ※有効期限内のもの)が必要です。官公署の発行した写真付身分証明書による本人確認ができない場合は、当日に印鑑登録証をお渡しできませんのでご了承ください。

代理人申請の場合…登録する印鑑、申請者本人が記入した代理権授与通知書、代理人の本人確認書類が必要です。

- 当日に印鑑登録証をお渡しできませんので、期間に余裕をもって申請してください。

●印鑑登録証明書の発行

住民課の窓口にて用意してある申請書に必要事項を記入し、申請してください。

- 印鑑登録証(カード)が必要です。
- 代理人が申請する場合も、本人の印鑑登録証が必要です。委任状は必要ありません。

手数料 200円

マイナンバーカード

●マイナンバーカードの交付

申請書(通知カードに付属しています)に必要事項を記入し、郵送等により本人から国へ申請してください。

申請後、町においてマイナンバーカード交付準備ができましたら交付通知書(はがき)でお知らせします。

受取の際には、交付通知書、通知カード、本人確認書類、住基カード(所有者のみ)をお持ちください。

受取は原則として申請者本人に限ります。

なお、申請書をお持ちでない方は、住民課の窓口で請求してください。

※申請から交付まで1か月程度かかります。

手数料 800円(初回及び有効期限満了に伴う更新は無料)

●マイナンバーカードの更新

「マイナンバーカード」と「電子証明書」には有効期限があります。有効期限はそれぞれに設定されており、更新手続きが必要です。マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途にJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)からお知らせ(有効期限通知書)が送付されますので、お早めに開封して、更新の手続きをお願いします。

●マイナンバーカードの特急発行について

特急発行とは、対象者がマイナンバーカードの交付申請を行うと、原則1週間程度で発行される制度のことです。

●対象者

- ・乳児(満1歳未満)【申請期間:1歳の誕生日を迎えるまで】
- ・海外から転入された方【申請期間:転入届出日から30日以内】
- ・紛失・破損等による再交付を希望される方【申請期間:届出日から30日以内】
- ・カードの追記欄が満欄で継続利用ができない方【申請期間:追記ができなくなった日(既に満欄になった状態で、追記が必要となる届出をした日)から30日以内】等

※有効期間満了で更新される方は対象外です。

●申請方法

本人確認書類を持って役場の窓口にお越しください。(既にマイナンバーカードをお持ちの方は申請時に返納となります。)

申請者本人が必ず来庁してください。15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人の同行が必要です。代理人による申請はできません。

※顔写真付きの本人確認書類がない場合は、照会回答書が必要になりますので事前にお電話にてご連絡ください。

●出生届と同時の交付申請について

- ・出生届と同時に申請する場合は窓口に来られた方の本人確認書類が必要です。
- ・出生届書にマイナンバーカードの交付申請欄がある場合は、その欄に必要事項を記入することで同時申請となります。出生届書に記入欄がない場合は窓口で申請書をお渡しします。
- ・出生届をした後日でも特急発行申請はできますが、その場合は、本人の来庁と法定代理人の同行及び本人と法定代理人の本人確認書類の持参が必要になります。簡単にできる出生届と同時での申請をお勧めします。

●受取方法

1. 住民登録地で郵便(簡易書留・速達)で受け取る。
2. 役場の窓口で受け取る。

ただし、次の場合は郵送では受け取れず窓口での受け取りとなります。

- ・顔認証マイナンバーカード(暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカード)を希望する場合
- ・氏名に電子証明書の代替文字が自動変換できない文字が含まれている場合や代替文字を希望の文字としたい場合
- ・郵便物の転送手続をしている場合

手数料 紛失・破損等による再交付を希望される方は1,800円

(電子証明書をつける場合は2,000円)

その他の事由は原則無料ですが、詳細は窓口にてご確認ください。

公的個人認証サービス電子証明書

公的個人認証サービスとは、オンライン(=インターネットを通じて)での申請や届出といった行政手続などやインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。「電子証明書」と呼ばれるデータを、マイナンバーカード等のICカードに記録することで利用が可能となります。コンビニ交付では、この「電子証明書」が必要です。

「電子証明書」の発行には、マイナンバーカードが必要です。15歳以上の方はマイナンバーカード交付申請時に、同時に申請しておくことができます。後から申請する場合は、住民課の窓口にて用意してある申請書に必要事項を記入し、申請してください。

手数料 200円(マイナンバーカード初回交付及び有効期限に伴う更新時は無料)

コンビニ交付

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できます。

- 対象者** 豊山町に住民登録がある15歳以上の方で、利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方。印鑑登録証明書の取得には、事前に役場での印鑑登録が必要です。
- 注意事項** マイナンバーカード交付当日はコンビニ交付を利用できません。また、通知カード(紙製のカード)ではコンビニ交付を利用できません。
- 利用時間** 毎日午前6時30分～午後11時(メンテナンス日を除く。)ただし、店舗の営業時間が優先されます。

対象の証明書	備考	手数料
住民票の写し(本人または本人と同一の世帯の方)	転出された方や亡くなられた方のものは取得できません。住民票コードは記載できません。また、住所や氏名を変更してすぐの方や、交付時に内容の確認が必要な方、転出予定の方(転出届を出した方)を含むものは取得できません。	一通 200円
印鑑登録証明書(本人の分のみ)	印鑑登録当日は利用できません。登録した際にお渡しする印鑑登録証は、コンビニ交付では使用しませんが、役場窓口で印鑑登録証明書を申請するときには必要ですので、大切に保管してください。	一通 200円

国民健康保険の対象となる方

すべての方が国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、次の①～⑤に該当する方は除きます。

- ①職場の健康保険に加入している方とその扶養家族
- ②日雇労働者保険に加入している方
- ③国民健康保険組合に加入している方
- ④生活保護を受けている世帯・家族
- ⑤後期高齢者医療制度に加入している方

国民健康保険で受けられる給付

給付の名称	給付を受けられるとき	給付内容	利用方法・届出に必要なもの
療養給付	病気、けが、歯痛などで保険医療を取り扱う医療機関にかかった場合	診療費用から自己負担額を差し引いた金額を保険給付	医療機関の窓口でマイナ保険証または資格確認書を提出
補装具 (コルセットなど)	医師が治療上補装具を必要と判断し、補装具の製作を依頼した場合	費用額から自己負担額を除いた金額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 医師の診断書(または意見書) ● 領収書 ● 本人確認書類 ● 被保険者の個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど) ● 世帯主の金融機関振込口座のわかるもの
高額療養費	同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき	自己負担限度額を超えた分の金額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 本人確認書類 ● 被保険者の個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど) ● 世帯主の金融機関振込口座のわかるもの
高額介護合算療養費	前年8月1日から当年7月31日までに医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき	自己負担限度額を超えた額が501円以上の場合、超えた分の金額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 本人確認書類 ● 自己負担額証明書(必要に応じて) ● 被保険者の個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど) ● 世帯主の金融機関振込口座のわかるもの
出産育児一時金 ※注	被保険者が出産したとき(妊娠12週以降であれば死産・流産でも支給)	産科医療補償制度加入機関での出産の場合500,000円、それ以外の場合488,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 出産費用の領収書 ● 本人確認書類 ● 世帯主の金融機関振込口座のわかるもの ● 親子(母子)健康手帳(死産・流産の場合は医師の証明書) ● 医療機関などから交付される代理契約に関する文書
葬祭費	被保険者が死亡したとき	葬儀を行った喪主に50,000円を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 会葬礼状など喪主の確認できる書類 ● 喪主の金融機関振込口座のわかるもの
健康診査補助	健康増進法に基づく検診項目を受診後、保健センターで指導を受け、医療機関で受診したとき	受診初回の費用の一部(補助上限額15,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 領収書 ● 健診結果表 ● 本人確認書類 ● 申請者の金融機関振込口座のわかるもの

※注 出産費用の支払いには「直接支払制度」が設けられています。医療機関に申請し、出産にかかった費用のうち出産育児一時金支給額を上限として国民健康保険から医療機関に支払う制度です。(ただし、直接支払制度に対応していない医療機関などは除きます。)

国民健康保険の手続き

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国民健康保険に入る場合	町内に転入してきたとき	
	職場の健康保険をやめたとき	健保の離脱証明書、本人確認書類
	職場の健康保険の扶養家族からはずれたとき	健保の離脱証明書、本人確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書、本人確認書類
	子どもが生まれたとき	
国民健康保険をやめる場合	町外に転出するとき	資格確認書（交付されている方のみ）
	職場の健康保険に入ったとき	新しく加入した健康保険の資格情報のわかるもの、本人確認書類
	職場の健康保険の扶養家族になったとき	新しく加入した健康保険の資格情報のわかるもの、本人確認書類
	生活保護を受けることになったとき	保護決定通知書、資格確認書（交付されている方のみ）、本人確認書類
	死亡したとき	資格確認書（交付されている方のみ）
変更	住所、世帯主、氏名、続柄などが変わったとき	資格確認書（交付されている方のみ）
その他	資格確認書等を紛失したとき	本人確認書類
	就学のため、学生が親元を離れ町外に転出するとき	在学証明書、資格確認書（交付されている方のみ）

※上記の届出には、被保険者のマイナンバーカード等個人番号のわかるものが必要です。

国民健康保険税

●納税義務者

国民健康保険に加入すると、同時に被保険者となり、世帯主に保険税を負担していただくことになります。また、世帯主が職場の健康保険に加入していて国民健康保険の被保険者でなくても、その世帯のだれかが国民健康保険に加入していればその世帯主が納税義務者です。ただし、この場合の保険税は、実際の加入者本人の分だけです。

●保険税の計算方法

保険税は、医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分のそれぞれにつき、①所得割額 ②均等割額 ③平等割額 の合計額によって1年分の税額が計算されます。

※介護納付金分については40歳以上65歳未満の被保険者のみ適用されます。

●納付方法

普通徴収 納付書による納付や口座振替（コンビニやスマートフォン決済アプリでも納付できます。詳しくは48ページをご覧ください。）

特別徴収 同一世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満で、一定額以上の年金を受給している被保険者について、世帯主の年金からの天引き

●納期

普通徴収 10期（5月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月）

特別徴収 6期（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

国民健康保険一部負担金の減免制度

国民健康保険に加入している世帯で、次の理由のいずれかに該当し、資産、融資などの活用を図ってもなお一時的に生活が困難な場合は、保険医療機関で支払う医療費の自己負担額の免除、減額と徴収猶予の申請ができます。

- ①震災、風水害や火災その他これに類する災害により死亡したとき、障がい者となったときや資産に重大な損害を受けたとき
- ②干ばつ、冷害、霜雪の凍結などによる農作物の不作その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき
- ③事業か業務の休廃止・失業などにより収入が著しく減少したとき
- ④①～③に掲げる理由に類する理由があったとき

申請に必要なもの

- 申請書 ●生活状況申告書 ●給与証明書 ●被災・生活・収入状況など申請理由を証明する書類
- 本人確認書類

後期高齢者医療制度の概要

75歳以上の方と、65歳以上で一定以上の障がいのある方は、後期高齢者医療制度の対象となります。医療機関などで受診をされたときは、後期高齢者医療制度から給付を受けます。なお、運営は各都道府県に設置されている広域連合と市町村が行います。

後期高齢者医療制度の対象となる方

①75歳以上の方

75歳の誕生日当日から加入します。加入については必要ありません。

②65歳以上で、一定の障がいのある方

後期高齢者医療広域連合の認定を受け、後期高齢者医療制度に加入できます。

加入を希望する方は、町へ認定の申請をしてください。後期高齢者医療制度への加入申請をされない場合は、現在加入している健康保険のままです。ただし、その場合は、障がい者の医療費助成の対象とはなりませんので、申請の有無は慎重に選択してください。

※「一定の障がいがある方」とは以下のいずれかに該当する方です。

- 身体障害者手帳 1～3級、4級（音声・言語、下肢 1・3・4号）
- 療育手帳 A 判定
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

後期高齢者医療制度で受けられる給付

給付の名称	給付を受けられるとき	給付内容	利用方法・届出に必要なもの
療養給付	病気、けが、歯痛などで保険医療を取り扱う医療機関にかかった場合	診療費用から自己負担額を差引いた金額を保険給付	医療機関の窓口でマイナ保険証または資格確認書を提出
補装具（コルセットなど）	医師が治療上補装具を必要と判断し、補装具の製作を依頼した場合	費用額から自己負担額を除いた金額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 医師の診断書（または意見書） ● 領収書 ● 本人確認書類 ● 被保険者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど） ● 被保険者の金融機関振込口座のわかるもの
高額療養費	同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき	自己負担限度額を超えた分の金額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 勧奨はがき（広域連合から送付） ● 申請書 ● 本人確認書類 ● 被保険者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど） ● 被保険者の金融機関振込口座のわかるもの
高額介護合算療養費	前年8月1日から当年7月31日までに医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき	自己負担限度額を超えた額が501円以上の場合、超えた分の金額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 勧奨はがき（広域連合から送付） ● 申請書 ● 本人確認書類 ● 自己負担額証明書（必要に応じて） ● 被保険者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど） ● 被保険者の金融機関振込口座のわかるもの
葬祭費	被保険者が死亡したとき	葬儀を行った喪主に対し50,000円を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 会葬礼状など喪主の確認ができる書類 ● 喪主の金融機関振込口座のわかるもの

後期高齢者医療制度の保険料

●算定方法

保険料は医療費給付費分、子ども・子育て支援金分のそれぞれにつき、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額によって算定されます。

●保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、「年金からの天引き（特別徴収）」か「口座振替（普通徴収）」を選択して保険料を納めていただきます。年間18万円未満の方については、納付書か口座振替により納めていただきます。

① 2か月ごとに受け取っている年金からの天引きにより納める方法（特別徴収）

- 介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きとはなりません。
- 天引きの対象となる年金には優先順位があるため、年額18万円以上受け取っている方でも、年金からの天引きの対象とならない場合があります。
- 後期高齢者医療制度に加入後、半年から10か月程度は納付書か口座振替により納めていただきます。
- 年度途中での後期高齢者医療制度への加入や、転入・転出があった場合や、保険料額が変更した場合は、一時的に納付書か口座振替により納めていただきます。

② 被保険者本人、世帯主、配偶者などの方の口座からの振替により納める方法（普通徴収）

- 特別徴収の対象の方で、普通徴収を希望する場合は、保険課の窓口で、普通徴収への切り替えと金融機関での口座の登録手続きが必要です。
- 確実な納付が見込めない方については、口座振替が認められない場合があります。
- 国民健康保険の保険料を口座振替で納めていた方も、後期高齢者医療制度の保険料を口座振替とする場合は新たに金融機関での手続きが必要です。

③ 納付書により納める方法（普通徴収）

- ①、②以外の方は納付書により納めていただきます。
- 納付書記載の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニエンスストア（コンビニ）、スマートフォン決済アプリや会計課の窓口（役場1階1番窓口）をご利用ください。

●コンビニ及びスマートフォン決済アプリでの納付

コンビニに加え、スマートフォン決済アプリでも納付できます。休日や夜間でも手数料なしで納めることができます。納付できるコンビニ・スマートフォン決済アプリの種類については、48ページをご覧ください。

なお、今までどおり金融機関及び役場窓口でも納めることができます。

コンビニ及びスマートフォン決済アプリで納付できない場合

- バーコードの印字がない場合
- 1枚あたり納付金額が30万円を超える場合
- 納付期限を過ぎている場合
- 金額の訂正、書き足しをしている場合
- 汚損などによりバーコードが読めない場合
- 納付書のミシン目を切り離したり、ホチキス等でとめられている場合

④ 納期

普通徴収 8期（7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）

特別徴収 6期（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

後期高齢者福祉医療費助成

医療保険における医療費の自己負担額全額を助成します。

対象者

後期高齢者医療制度の被保険者で、以下のいずれかに該当する方

- 町民税非課税で一人暮らしの方
- 町民税非課税世帯で寝たきりあるいは認知症状態である方
- 障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の受給資格に該当する方
- 命令入所者（感染症法、措置入院者（精神保健法及び精神障害者福祉法））
- 戦傷病者手帳をお持ちの方

国民年金に加入する方

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、全員国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の加入者は次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者などと学生
第2号被保険者	厚生年金保険（船員保険も含む）の被保険者と共済組合の組合員
第3号被保険者	厚生年金保険などの被保険者（第2号）の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

任意で加入する方

第1号・第2号・第3号被保険者に該当しない次の方は、希望により任意加入することができます。

海外任意加入 日本国籍を有していて、20歳以上65歳未満の海外に住所がある方

高齢任意加入 60歳以上65歳未満で受給要件を満たしていない方、または年金受給額を増額させたい方

特例高齢任意加入 昭和40年4月1日以前生まれの65歳以上70歳未満で、受給要件を満たしていない方

国民年金の届出が必要な事例

申請に必要なもの

- 本人確認書類
- マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など）

※本人以外が手続きをする場合、上記に加え、代理人の本人確認書類、委任状が必要です。

種別	こんなとき	申請に応じて必要なもの
資格取得	20歳になったとき	原則手続き不要（令和元年10月以降に20歳になった方）
	20歳以上60歳未満の外国人が日本に住所を有したとき	パスポート、在留カード
種別変更	2号 ↓ 1号 退職したとき（厚生年金保険・共済組合の加入者ではなくなったとき）	● 退職日又は扶養からはずれた日が確認できる書類
	3号 ↓ 被扶養配偶者からはずれたとき	
	1号 離婚したとき	
1号 ↓ 3号 被扶養配偶者となったとき（結婚したとき、配偶者が厚生年金保険・共済年金に加入したとき）	配偶者の勤務先を通じて、年金事務所へ届出してください。	

国民年金保険料と納め方

第1号被保険者（自営業者など）の保険料は、20歳になった月から60歳になるまで、年齢や所得に関係なく毎年定められた保険料を納めなくてはなりません。納付にあたり下記の方法を選択できます。

納付書 日本年金機構から送付される「国民年金保険料領収済通知書」で納付してください。

コンビニ、銀行、農協、信用組合など全国の金融機関等で使用できます。

口座振替 引落しを希望する金融機関へ「口座振替納付申出書」を記入し提出してください。

クレジットカード 年金事務所へ「クレジットカード納付申出書」を記入し提出してください。

保険料の納付が困難なとき

次のような保険料の免除と納付特例制度があります。

申請に必要なもの

- 本人確認書類
- マイナンバーが確認できる書類または基礎年金番号が確認できる書類

※本人以外が手続きをする場合、上記に加え、代理人の本人確認書類、委任状が必要です。

種類	免除額	該当者	所得基準	申請に応じて必要なもの
法定免除	全額	生活保護、障害年金（2級以上）の受給者など	—	●生活保護受給者は生活保護受給者証明書
申請免除	全額、3/4 半額、1/4	—	被保険者 配偶者 世帯主	●退職した方は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
納付猶予	納付が猶予されます	50歳未満の方	被保険者 配偶者	
学生納付猶予	納付が猶予されます	大学、短大、高等専門学校などに在学する学生等の方	被保険者	●学生証のコピー（有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も）または在学期間がわかる在学証明（原本） ●退職した方は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
産前産後免除	全額	出産日が平成31年2月1日以降の方	—	●親子（母子）健康手帳（出産後に免除申請をする場合で、本町で出産日を確認できる場合は不要）

基礎年金

●老齢基礎年金

保険料を納めた期間、免除された期間と合算対象期間を合わせて、10年以上の方が65歳（繰上げ、繰下げ可）に達した場合に支給します。

●遺族基礎年金

国民年金加入者で死亡日の前日において、3分の2以上の期間、納付済みか免除されており、直近1年間で未納がない方、または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上の方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子（18歳未満の子か1・2級の障がいのある20歳未満の子）のある配偶者もしくは子に支給します。

※老齢基礎年金・遺族基礎年金は名古屋西年金事務所（☎052-524-6855）へ請求してください。

（国民年金第1号被保険者期間のみの場合は住民課への提出もできます）

●障害年金・特別障害給付金 詳細は27ページをご覧ください。

第1号被保険者の独自給付

●寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間も含む）が10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合、10年以上婚姻関係のあり、生計を維持されていた妻には、60歳から65歳の間、夫の受けるべき老齢基礎年金額の4分の3に相当する額を受けられます。

●死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納付した方が年金を受けないで死亡したときに、生計を共にしていた遺族に支給します。

●付加年金

月額400円の付加保険料を納めると、その納めた期間について、月額200円で計算した額を老齢基礎年金に加算されます。

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。受給要件に該当すれば、障害者手帳を所持していなくても受給できます。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、病気やけがが治った日に障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの要件が設けられています。

種類	条件	問合せ
障害基礎年金	国民年金に加入している期間中か60歳以上65歳未満で国内に住んでいる期間中に初診日がある病気やけがによって、障害等級1級か2級（身体障害者手帳の等級とは異なる）となった場合（年金保険料において一定の要件あり）	住民課住民 年金グループ ☎28-0966
特別障害給付金	国民年金任意加入対象であった学生（平成3年3月以前）と厚生年金・共済組合などの加入者の配偶者（昭和61年3月以前）であって、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1級か2級相当（身体障害者手帳の等級とは異なる）に該当する場合に支給（65歳に到達する日の前日までにその障がいの状態に該当する方に限る）	
障害厚生年金	厚生年金に加入している期間中に病気やけがにより、初診日から1年6か月を経過した日か1年6か月以内に治ったときにおいて、障害等級1級、2級か3級（身体障害者手帳の等級とは異なる）となった場合（年金保険料において、一定の納付要件あり）	名古屋西年金事務所 ☎052-524-6855
障害手当金	厚生年金に加入している期間中に病気やけがが初診日より5年以内に治った場合で、障害厚生年金を受けられる状態ではないが、一定の障がいの状態にある場合	

年金生活者支援給付金制度

所得が一定以下の老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金受給者への経済的援助の目的で、年金に上乗せして支給されるものです。新たに老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金の受給を開始する方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、併せて給付金の手続きを行ってください。給付金を受け取るには、請求が必要です。

●老齢年金生活者支援給付金

●支給要件

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得等）との合計額が約90万円^{*1}以下であること
- ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

●給付額

月額5,450円^{*2}を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます。

●障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金

●支給要件

- ①障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ②前年の所得が、479.4万円以下^{*1}（扶養親族等の数に応じて増額）であること

●給付額

障害等級2級の方、遺族の方 月額5,450円^{*2}

障害等級1級の方 月額6,813円^{*2}

※1 令和8年度基準額です。毎年度、老齢基礎年金の額等を勘案して改定されます。

※2 令和8年度支給額です。毎年度物価変動に応じて改定されます。

●問合せ

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

給付金を含む国民年金全般については名古屋西年金事務所 ☎052-524-6855

（来所する場合は、事前の予約が必要です。）

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890（希望日の1か月前から前日までの月～金 午前8時30分～午後5時15分）

障がい者手帳の交付

障がい者福祉サービスなどを受けるためには原則、手帳の交付が必要です。

- 身体障害者手帳** 身体に一定の障がいのある方に交付します。
- 療育手帳** 知的発達機能に障がいのある方に交付します。
- 精神障害者保健福祉手帳** 精神疾患の方で日常生活などに障がいのある方に交付します。

障がい者福祉サービス

障がい者総合支援制度

障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するために必要な福祉サービス費の給付制度です。

福祉サービスの給付を受けるには申請が必要です。福祉サービスの必要とされる支援の度合を明らかにするため、障害者自立支援審査会の審査と判断に基づき、障害支援区分が認定され、サービス等利用計画案を勘案して福祉サービスの支給決定を行います。なお、所得に応じて費用の一部（原則1割）負担が生じます。（町民税非課税世帯の自己負担分は無料です。また、地域生活支援事業の自己負担額は、給付基準額の範囲において無料です。）

●自立支援給付

- 介護給付
…居宅介護、同行援護、行動援護、生活介護、ショートステイ、施設入所支援
- 訓練等給付
…自立訓練、共同生活援助、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助
- 自立支援医療
更生医療、育成医療、精神障害者通院医療
- 補装具の給付・貸与

●地域生活支援事業

- 相談支援
- 意思疎通支援（手話通訳者等派遣）
- 移動支援
- 日中一時支援
- 日常生活用具の給付
- 地域活動支援センター
- 訪問入浴サービス
- 住宅改修費助成
- 身体障害者用自動車改造費助成

障がい児通所支援サービス

障がい児の健全な発達と障がいの克服を支援するために必要なサービス利用費の給付制度です。利用費の給付を受けるには申請が必要です。申請の際には利用計画を提出していただき、障がいの状態と合わせて考慮をしたうえで、支給量が決定されます。なお、所得に応じて費用の一部（原則1割）負担が生じます（町民税非課税世帯については、一部負担はありません）。

サービス種類 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

その他のサービス

- タクシー利用料金またはガソリン費用の助成
- NHK受信料の免除
- 避難行動要支援者の支援
- 小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付
- 軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の助成
- 徘徊障がい者への位置情報検索システム（GPS）端末の貸与
- 公共交通機関の料金割引
- 携帯電話基本使用料の割引
- 有料道路料金の割引
- 心身障害者扶養共済
- 歯科訪問指導
- 配食サービス

町心身障害者手当

本町に居住する以下の方に支給します。(ただし、所得制限があります。)

対象者

- 身体障害者手帳1～6級の方
- IQ75以下の方
- 精神障害者保健福祉手帳1～3級の方

手当額

- 身体障害者手帳1・2級の方、IQ35以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方
月額5,000円
- 身体障害者手帳3・4級の方、IQ36～50以下の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方
月額3,500円
- 身体障害者手帳5・6級の方、IQ51～75以下の方、精神障害者保健福祉手帳3級の方
月額2,000円

支給月 4月、8月、12月

特別障害者手当

施設入所者と長期入院者を除く20歳以上の障がいのある下記の方に支給されます。ただし、所得制限があります。

対象者

- 身体障害者手帳2級以上の障がい重複する方
- 身体障害者手帳2級以上の障がいのある方で、IQ20以下か常時介護が必要な精神障害がある方
- 身体障害者手帳2級以上の障がいのある方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいがあり、他に身体障害者手帳3級相当の障がい2つ以上ある方
- 身体障害者手帳2級以上の障がいのあるまたはIQ20以下、それと同程度の障がいもしくは病状があり、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

手当額

国制度分 月額30,450円

県制度分(国制度分に加算して支給)

- 身体障害者手帳1級または2級の障がいがあり、IQ35以下の方
月額6,850円
- 身体障害者手帳1級または2級の障がいのある方または、IQ35以下の方
月額1,050円

※物価変動により、手当額が改定される場合があります。

支給月 2月、5月、8月、11月

町障害者通園通学等手当

本町に居住する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持の方、自閉症状群と診断された方で、本町以外の以下の施設に通園、通学または通所している方に支給します。

対象施設

- 特別支援学校
- 児童心理治療施設

手当額

月額3,000円

支給月 3月、7月、11月

障害児福祉手当

施設入所者と障がいを事由とした年金受給者を除く20歳未満の障がいのある方で下記の方に支給されます。ただし、所得制限があります。

対象者

- 身体障害者手帳1級の障がいのある方
- IQ20以下の方
- 身体障害者手帳1級もしくはIQ20以下と同程度の障がいのある方または病状で常時介護が必要な方

手当額

国制度分 月額16,560円

県制度分(国制度分に加算して支給)

- 身体障害者手帳1級か2級の障がいがあり、IQ35以下の方
月額6,900円
- 身体障害者手帳1級もしくは2級の障がいのある方または、IQ35以下の方
月額1,150円

※物価変動により、手当額が改定される場合があります。

支給月 2月、5月、8月、11月

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

対象者

次にあてはまる児童を養育している方

- ①IQ35以下程度か身体障害者手帳1・2級程度の方、同程度の障がい病状を有する方
- ②IQ50以下程度か身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度の方、同程度の障がい病状を有する方

手当額

①の場合 児童1人 月額58,450円

②の場合 児童1人 月額38,930円

※物価変動により、手当額が改定される場合があります。

支給月 4月、8月、11月

在宅重度障害者手当

特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者と施設入所者、入院患者（3か月を超え入院）を除く障がいのある在宅の方で下記の方に支給されます。ただし、所得制限があります。また、65歳以上で、新たに障がい者になられた方を除きます。

対象者

- ①身体障害者手帳1、2級でIQ35以下の方
- ②身体障害者手帳1、2級の方、IQ35以下の方または身体障害者手帳3級の障がいがあり、IQ50以下の方

手当額

- ①月額15,500円
 - ②月額6,750円
- 支給月 4月、8月、12月

その他の手当

- 児童扶養手当
- 県遺児手当
- 町子ども福祉手当

上記の手当は、ひとり親家庭や両親がいない家庭の児童以外に、父か母に重度の障がいがある家庭の児童も手当の対象となります。制度概要、支給月、手当額等については35ページを参照してください。障がいの区分によって対象とならない場合もあります。

障がい者の医療費助成

保険課国民健康保険・医療グループ ☎28-0917

医療保険における医療費の自己負担額全額を助成します。ただし、自立支援医療受給者証（精神通院）のみをお持ちの方は、精神通院医療に限られます。

対象者

- ・身体障害者手帳1～3級（腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級）所持者
- ・療育手帳A～C判定所持者
- ・自閉症状群と診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・自立支援医療受給者証（精神通院）所持者

障害年金

住民課住民・年金グループ ☎28-0966

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。受給要件に該当すれば、障害者手帳を所持していなくても受給できます。

障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの要件が設けられています。詳しくは27ページをご覧ください。

手話通訳者の設置

役場1階福祉課に手話通訳者を設置し、障がいを有する方の意思疎通の仲介を行っています。

設置日時：月・木曜日 午前9時～正午
火・金曜日 午後1時～午後4時

相談支援事業

障がいを有する方からの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言を行います。

町では次の相談支援事業所に委託していますので、お気軽にご相談ください。

相談支援事業所	対象者	連絡先
豊山町社会福祉協議会	身体・知的・精神障がい者、医療的ケア児	☎29-0002
愛知県青い鳥医療療育センター	障がい児・発達障がい児	☎052-501-4079
障害者相談支援センター杜の風	身体・知的障がい者	☎23-1550
ケアサポートセンター 七彩	精神障がい者	☎25-0631

ヘルプマーク

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助や配慮を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。ヘルプマークを見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

配布場所 役場1階5番窓口福祉課

配布対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がい者や難病の方、妊娠初期の方を始め、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

配布方法 対象者またはその家族等の代理人からの口頭申請により、1人につき1個配布（郵送による申請、配布は行っていません。）



子ども・教育

妊娠したとき 保健センター ☎28-3150

●親子（母子）健康手帳の交付

発行日 毎週月曜日（祝休日のときは翌開庁日）
午前9時～正午（受付は11時30分まで）

場 所 保健センター

持ち物 妊娠届出書、マイナンバーカードもしくは通知カード及び本人確認書類（運転免許証など）、振込口座（妊婦さん本人名義）のわかるもの

●妊産婦・乳児健康診査受診券交付

医療機関で受ける妊産婦・乳児健康診査費を補助します。親子（母子）健康手帳交付の時に、妊婦健康診査14回、産婦健康診査2回、乳児健康診査2回、新生児聴覚検査1回、妊産婦歯科健康診査2回の受診券をお渡しします。多胎妊婦の方には上限5回分の妊婦健康診査の追加補助を行います。

●妊婦相談

保健師・助産師による相談を行います。

●ニューファミリー教室

妊娠中の日常生活や栄養、歯の話、出産に向けた準備や産後のあかちゃんのいる生活についての教室を実施します。

●妊産婦訪問

保健師・助産師・母子保健推進員が個別に訪問します。

●妊婦歯科健康診査

妊婦を対象に歯科健康診査を実施します。

●予防接種

●RSウイルス（母子免疫ワクチン）

●子育てヘルパー派遣事業

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

●産前産後または、育児、家事に対し、不安・負担を抱えている家庭へ、町が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行います。

★対象 産前産後…親子（母子）健康手帳をお持ちの方から産後1年まで（登録は産後6か月までに必要）

その他世帯…町が必要と判断した家庭

利用を希望する方は、町に登録と申請をしてください。

●利用者負担額として、1時間当たり750円を、事業者に直接お支払いいただきます。（生活保護世帯・町民税非課税世帯は無料です。）

生まれてから 保健センター ☎28-3150

●産後ケア事業

出産後に産後ケアを必要とする方が、医療機関又は助産師による訪問で心身のケアや、授乳指導・育児相談等が受けられる事業です。

●乳児家庭全戸訪問

保健師・助産師が個別に訪問します。

●健康診査

4か月児健康診査・10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

●産婦歯科健康診査

産婦（出産後1年未満）を対象に歯科健康診査を実施します。

●健康相談

あかちゃん相談

生後12か月までの乳児を対象に、助産師による母乳相談、保健師による相談を実施します。

こども健康相談

乳幼児を対象に、保健師・助産師・栄養士が育児・育児の相談や離乳食の相談を実施します。

発達相談

幼児を対象に臨床心理士によるこどもの発達やことばの相談を実施します。

●健康教育

あかちゃん広場

4か月～1歳の誕生日までの乳児の遊びの場、保護者の方同士の交流の場

2歳児・2歳6か月児すくすく相談・歯科健康診査

歯科健康診査および希望者にフッ化物塗布、ブラッシング指導を行います。

●予防接種

●ロタウイルス

●小児肺炎球菌

●B型肝炎

●5種混合

●ヒブ

●BCG

●麻しん・風しん混合

●水痘

●日本脳炎

●2種混合

●子宮頸がん

●インフルエンザ予防接種補助（任意接種）

●おたふくかぜ予防接種補助（任意接種）

生後7か月に達する月の初日から就学前までの子どもを預けることができます。

名称	所在地	連絡先	開園時間	定員
豊山保育園	豊場字新栄68	☎28-2888	午前7時30分～午後6時30分	220人(0～5歳児)
富士保育園	豊場字流川46	☎28-3459	午前7時30分～午後6時30分	180人(0～5歳児)
青山保育園	青山字東栄12	☎28-3562	午前7時～午後7時	132人(0～5歳児)

保育時間 各保育園の開園時間内で家庭の状況などを考慮して定めた時間をお預かりします。

保育料・副食費 園児の年齢や保護者の住民税額等に応じて決定します。3～5歳児は無料です。

入所の申し込み 子ども応援課窓口で随時受け付けます。4月に入所される場合は、前年の9月下旬～10月上旬頃に申込書類を窓口で配布します。

●土曜日保育

豊山保育園と富士保育園は豊山保育園で、青山保育園は青山保育園で行っています。

●一時的保育

保護者の傷病、災害・事故、冠婚葬祭、週3日以内の就労、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため、一時的に保育園で保護者に代わって保育します。

●障がい児保育

中程度の障がいのある児童が、集団生活になじめるように保育します。

●食物アレルギーへの対応

食物アレルギーをもつ子どもの給食の対応は、除去食対応となります。

個々の状況に応じて、代替食の持参をお願いしています。

●病後児保育

豊山保育園で実施しています。詳しくは豊山町公式ホームページをご覧ください。

●病児保育

近隣の病児保育室を下表のとおりご紹介します。定員に限りがあります。必ず事前に、施設に直接お電話でお問い合わせください。

利用者にご準備いただくものや、最新の情報など、詳しくは各医療機関のホームページをご確認ください。

●こども誰でも通園制度

0歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていないこどもが、保育園等に通園できる制度です。豊山保育園で実施しています。詳しくは町公式ホームページをご覧ください。

医療機関名	小木こどもファミリークリニック 病児保育室ゆうかり	師勝クリニックこぐま病児保育室
所在地	小牧市小木南2-32	北名古屋市熊之庄八幡117-1
対象となるお子様	生後6か月～小学6年生までのお子様で、入院の必要はないが安静の確保が必要であることから、集団保育等が困難である方（保護者の勤務等の都合により家庭において保育を行うことが困難である方に限る）	生後6か月～小学6年生までの、入院の必要はないが病気又は病気の回復期にあることから、集団保育が困難でかつ、保護者が就労等の都合により家庭において保育を行うことが困難な児童
利用時間	月・火・水・金曜日 …午前8時30分～午後5時30分 (延長時間 午後6時まで) 木・土曜日 …午前8時30分～午後0時30分 (延長時間 午後1時まで) 日曜日・第4木曜日・祝休日・年末年始・お盆など、小木こどもファミリークリニックの休業日はお休み	月・火・木・金曜日 …午前8時30分～午後5時 (延長時間 午後6時まで) 水・土曜日 …午前8時30分～午後0時30分 (延長時間 午後1時まで) 日曜日・祝休日・年末年始など、師勝クリニックの休業日はお休み
利用料金	400円/30分 (延長料金 500円/30分)	月・火・木・金曜日 2,400円/日 水・土曜日 1,200円/日 (延長料金 10分毎 200円)
予約・利用方法	当日分の予約をすることができます。 病児保育室ゆうかり ☎090-3830-6246 予約受付時間 月・火・水・金曜日 …午前7時～午後6時30分 木・土曜日 …午前7時～正午 ※基本的には前日に診察を受ける必要があります。	当日分、翌日分の予約をすることができます。 ※事前に病児保育登録申請書を北名古屋子育て支援課(東庁舎)へ提出する必要があります。 こぐま病児保育室 ☎090-1745-0505 予約受付時間 当日分の予約 午前8時～午前8時30分 翌日分の予約 月・火・木・金曜日 (午後3時～午後4時30分) 水曜日 (午前11時～正午) ※土曜日にご利用の場合は、前日にご予約ください(当日予約なし)。

ファミリー・サポート・センター事業

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936
ファミリー・サポート・センター ☎39-0060
(総合福祉センター南館ひまわり内)

子育てをしながら安心して働くことができるように、一時的に子どもを預かる子育て支援を行っています。この事業は、援助を受けたい人【依頼会員】と行いたい人【提供会員】が会員となり、会員同士がお互いに助け合う活動を支援する事業です。

主な援助活動 保育園、幼稚園、習い事等への送迎、保育園等の休み時の子どもの預かり
保護者が短期間、臨時的に就労する時の子どもの預かり
通院・看護・冠婚葬祭など子どもを連れて行けない時の預かり

対象児 生後6か月から小学校6年生まで

謝礼金 1時間600円(早朝、夜間、祝祭日、年末年始は700円)

預かる場所 原則、提供会員の自宅

ひまわり園

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936
ひまわり園 ☎39-3603

心身の発達に不安や心配がある子どもが保護者と一緒に通園し、日常生活の基本的な生活習慣、集団生活への適応能力を身につけるための施設です。

対象者 幼児(満1歳から小学校就学前児童) 定員12人

場所 総合福祉センター南館ひまわり内

利用時間 月曜日～木曜日 午前9時～午後1時の希望日

利用料 月額4,000円(利用料を月額で負担された方以外は、日額280円)

※保育園入園児、3歳以上児や第3子等は無料

小学校・中学校

学校教育課学校教育グループ ☎28-2211

新しく4月から小・中学校へ入学を予定されている児童・生徒の家庭に、毎年1月下旬ごろ教育委員会から入学通知をお送りします。また、新しく小学1年生となるお子さんは、前年の10月に健康診断を行います。事前に通知しますので教育委員会の指定する学校で受診してください。

このほか次の場合は学校教育課までご連絡ください。

- 入学通知書が届いていない場合
- 入学までに住所を変更する場合
- 病気、その他の理由で入学が困難な場合
- 指定された学校に誤りがある場合
- 相当の理由があり、指定された学校の変更を願い出る場合

名称	所在地	連絡先
豊山小学校	豊場字中之町10	☎28-0004
新栄小学校	青山字東川100	☎28-3457
志水小学校	豊場字下戸1	☎28-5580
豊山中学校	豊場字前池39	☎28-0021

●転校

町外の学校への転校

- 住民課で住所の異動手続きをしてください。
- 「在学証明書」と「教科用図書給与明細書」を在学していた学校で受け取ってください。
- その後、転出先の市町村の教育委員会から入学する学校の通知書が送付されます。

町内の学校への転入

- 住民課で住所の異動手続きをし、学校教育課で転入手続きをしてください。
- 「在学証明書」と「教科用図書給与明細書」を転入する学校へ提出してください。
- その後、豊山町教育委員会から入学する学校の通知書を送付します。

自転車用ヘルメット購入費補助金

防災安全課防災安全グループ ☎28-0355

自転車を利用する方のヘルメット着用を推進し、自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助しています。詳しくは47ページをご覧ください。

放課後の居場所づくり

●放課後児童クラブ室「なかよし会」 子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

保護者の就労などにより、下校後家庭で親の保護を受けることができない小学校1年生から6年生の児童に、指導員が生活指導を実施し、健全育成を図ります。

場 所 小学校区ごとに開設しています。詳しくはお問い合わせください。

利用時間 月曜日～金曜日 下校時～午後6時30分

※土曜日、春休み、夏休み、冬休みは午前8時～午後6時30分

利用料 月額3,000円（2人目からは月額1,500円）

※延長利用料（午後5時30分～午後6時30分）は日額100円

●放課後子ども教室 子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

小学校の施設を利用して、放課後に子どもたちが学習、体験活動を行い、健やかに育まれる居場所づくりを進めます。

対象者 各小学校に在籍している1年生から3年生の児童

場 所 各小学校内の教室等※志水小学校は、令和5年度から志水なかよし会と一体になりました。

利用時間 給食のある月曜日～金曜日 下校時～午後4時30分

負担金 傷害保険料等として年間700円実費徴収（その他、材料費などは実費徴収）

●わくわくらぶ（総合型地域スポーツ・文化クラブ） 生涯学習課生涯学習グループ ☎28-0396

土曜日の居場所づくりとして、小学生だけでなく保護者、祖父母、地域の大人が参加できる多世代参加型の活動です。「子どもは地域で育てよう」を合言葉に活動します。

種 目 チェックボール、ミニソフトバレー、バウンドテニス、ソフトボール、ソフトテニス、バスケットボール、あみもの、陶芸、茶道、昔のあそび、太鼓、アレンジフラワー、将棋、銭太鼓、吹奏楽、合唱、篠笛、歴史の18種目を予定

参加費 無料（材料費などは実費徴収）

日時/場所 個々のクラブによって異なります。

教育支援

●教育支援センター「しいのき」

不登校児童生徒の社会的自立を目標に、指導や相談を行っています。

利用時間 午前9時～午後3時 **休業日** 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日

問 合 せ 新栄学習等供用施設内 ☎29-1787

●教育相談 ☎0120-28-7867（なやむな）

児童・生徒に関する教育相談や親子の接し方などの相談を受け付けます。

利用時間 午前9時～午後4時 **休業日** 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日

豊山町の子育て応援アプリ「Kikotto」 子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

「Kikotto」はこれから結婚をお考えの方から、妊娠～出産～子育て期までお父さんお母さんが手軽に利用できる子育て応援アプリです。お子さんの予防接種ができる病院検索や、予防接種スケジュール管理ができる他、豊山町の子育て講座・親子で参加できるイベントなどの情報を載せています。アプリをダウンロードして、ぜひご活用ください。

アプリのダウンロードはこちらから無料でできます！



Kikotto - kirari kodomo toyoyama -

パソコン・スマホどちらからもご利用いただけます。

<https://toyoyama-town.city-hc.jp/>



※通信費やパケット代はご自身でのご負担となります。

子育てに関する各種助成・手当・補助

一般不妊治療費補助

●保健センター ☎0568-28-3150

保険適用の一般不妊治療（体外受精・顕微授精、男性不妊の手術を除く）に要した自己負担額の一部を補助します。通算して2年間補助を受けることができます。

生殖補助医療費補助

●保健センター ☎0568-28-3150

保険適用の生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）に要した自己負担額（上限20万円）を補助します。

低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成

●保健センター ☎0568-28-3150

低所得（生活保護世帯又は住民税非課税世帯）の妊婦に対して、妊娠の診断を受けるための、初回産科受診料を助成します。（上限1万円）

妊婦のための支援給付

●保健センター ☎0568-28-3150

妊婦給付認定を受けた方に、妊婦支援給付金を支給します。

【1回目】妊婦1人当たり5万円を給付

【2回目】こども1人当たり5万円を給付

子どもがいる家庭に対する手当

児童手当

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

児童を養育している方に手当を支給します。

対象者

高校修了前の児童を養育している方

手当額

- 3歳未満の子ども 月額15,000円
- 3歳以上高校修了前の子ども 月額10,000円
- 第3子以降 月額30,000円

第3子以降とは、年度末時点で22歳以下の子どもの3人目以降のことです。

支給月

4月、6月、8月、10月、12月、2月 年6回
(支給月の前2ヵ月分を支給)

児童扶養手当

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

ひとり親家庭や両親のいない家庭で18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童（一定の障がいがあるときは、20歳未満）を監護・養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

支給対象者

次のいずれかの状態にある児童を養育している方

1. 父母が婚姻を解消（離婚）した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が重度の障害を有する児童
4. 父または母が生死不明である児童
5. 父または母に1年以上遺棄されている児童
6. 父または母がDVによる保護命令を受けた児童
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで出産した児童

手当月額

手当月額（令和7年4月分から）		
対象児童	全部支給	一部支給
1人目	46,690円	46,680円から 11,010円 (所得に応じて 10円刻み)
2人目以降 (1人につき)	11,030円を加算	11,020円から 5,520円を加算 (所得に応じて 10円刻み)

※物価変動により、手当額が改定される場合があります。

支給月

5月、7月、9月、11月、1月、3月

県遺児手当

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

ひとり親家庭や両親のいない家庭で18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童を監護・養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

対象者

「児童扶養手当」と同様です。

手当額

児童1人月額	支給開始	1～3年目	4,350円
		4～5年目	2,175円
		6年目以降	支給対象外

※物価変動により、手当額が改定される場合があります。

支給月

5月、7月、9月、11月、1月、3月

町子ども福祉手当

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

ひとり親家庭や両親のいない家庭で18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童を監護・養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

対象者

「児童扶養手当」と同様です。

手当額

児童1人 月額5,000円

支給月

5月、7月、9月、11月、1月、3月

特別児童扶養手当

福祉課福祉グループ ☎28-0912

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

対象者

次にあてはまる児童を養育している方

- ①IQ35以下程度か身体障害者手帳1、2級程度の方、同程度の障がい病状を有する方
- ②IQ50以下程度か身体障害者手帳3級(4級の一部含む)程度の方、同程度の障がい病状を有する方

手当額

①の場合 児童1人 月額58,450円

②の場合 児童1人 月額38,930円

※物価変動により、手当額が改定される場合があります。

支給月

4月、8月、11月

子どもにかかる医療費の助成

子どもの医療費助成

保険課国民健康保険・医療グループ ☎28-0917

医療保険における医療費の自己負担額全額を助成します。

対象者 通院・入院とも18歳に達する年度の末日までの方

未熟児養育医療

保険課国民健康保険・医療グループ ☎28-0917

医療保険における入院養育の医療費と食事代の自己負担額を子ども医療費助成制度と併用して全額助成します。

対象者 出生時体重が2,000グラム以下もしくは生活力が特に弱く医師が入院養育を必要と認めた乳児

ひとり親家庭などの医療費助成

保険課国民健康保険・医療グループ ☎28-0917

医療保険における医療費の自己負担額全額を助成します。児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象者

次にあてはまる児童及び児童を扶養している方

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父か母が死亡した児童
- 婚姻しないで生まれた児童
- 父か母に重度の障がいがある児童
- 父母ともに不明である児童
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父か母が裁判所からDV・保護命令を受けた児童
- 父か母が生死不明の児童

子どもの就園・就学に関する助成

私立幼稚園就園に関する助成

学校教育課学校教育グループ ☎28-2211

私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園の入園料・保育料を助成します。また、年収360万円未満相当世帯の子どもと、所得に関わらず第3子以降の子ども(小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント)については、副食費(おかず、おやつ等)を助成します。該当者には各園を通じて通知します。

就学援助

学校教育課学校教育グループ ☎28-2211

経済的な理由によって就学困難な児童・生徒に、学用品費、給食費や修学旅行費などの一部を援助します。援助を受けるには、申請書の提出が必要です。新入学児童生徒学用品費については、入学年度の前年度に前倒しで申請することができます。

私立高等学校授業料補助

学校教育課学校教育グループ ☎28-2211

私立高等学校か専修学校の高等課程に在籍する方へ授業料を補助します。9月から学校教育課で交付申請書を配付します。

遺児高校入学祝金

子ども応援課子ども応援グループ ☎28-0936

死別等のひとり親家庭や両親のいない家庭で18歳未満の児童が、高等学校、高等専門学校または高等専修学校に入学する場合に入学祝金を支給します。

対象者

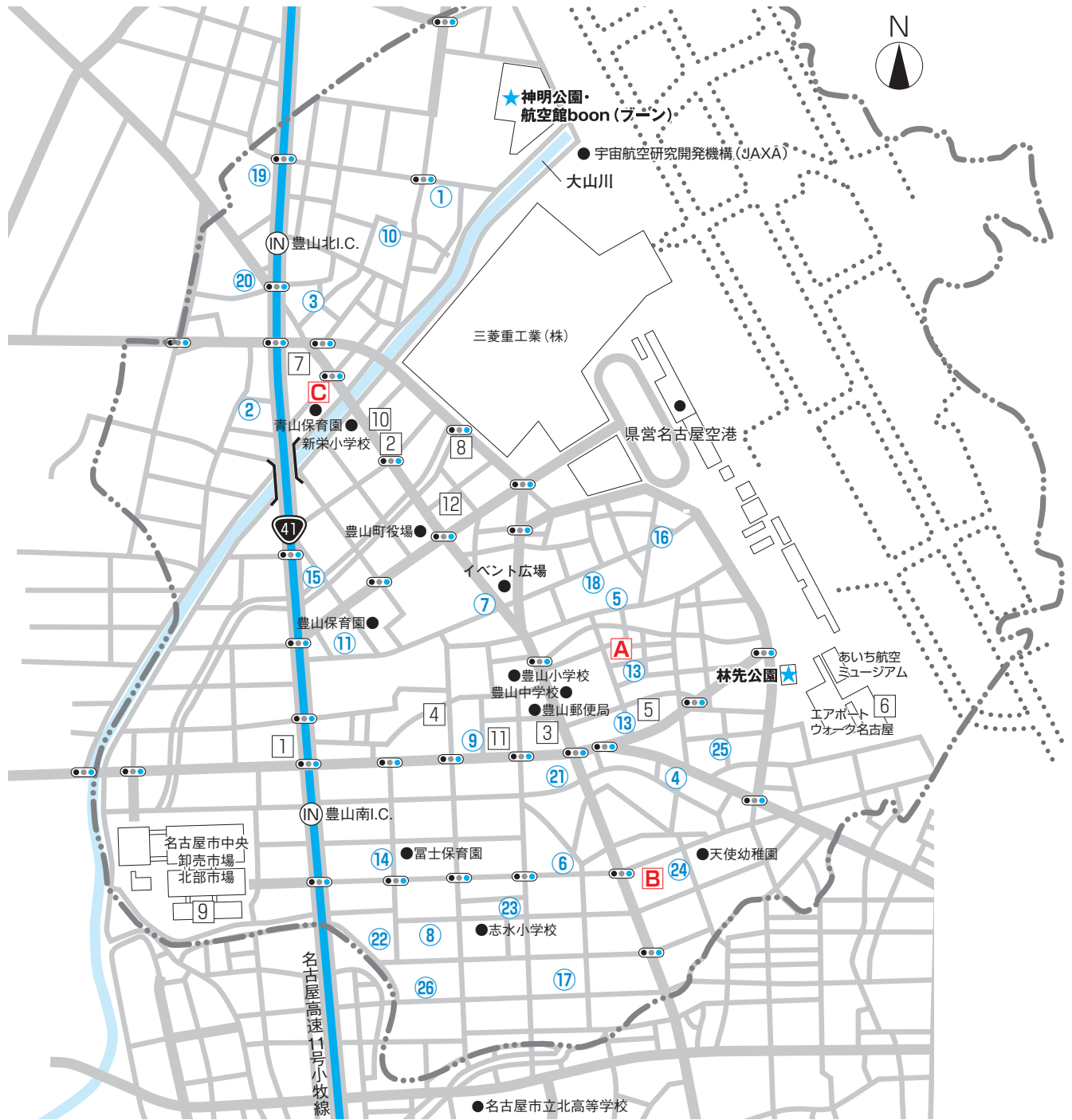
次にあてはまる児童を監護している方

- 父か母が死亡した児童
- 父母ともに死亡した児童
- 父か母が引き続き1年以上行方不明となっている児童

祝金額 遺児1人30,000円

児童センター・児童館、児童遊園、ふれあい広場

町内には、3つの児童センター・児童館、25の児童遊園、1つのふれあい広場があります。



● 児童遊園一覧表

番号	施設名称	所在地
A	しいの木 児童センター	豊場字諏訪270
B	南館ひまわり 児童館	豊場字神戸188
C	北館さざんか 児童館	青山字東栄12
①	ボックスキッズパーク (青山上)	青山字居屋敷1633
②	下青山児童遊園	青山字六和101
③	九十野児童遊園	青山字東栄123
④	伊勢山児童遊園	豊場字伊勢山224
⑤	新田児童遊園	豊場字中之町176
⑥	青塚総合児童遊園	豊場字富士15
⑦	テイウエル公園 (産業文化会館)	豊場字城屋敷133
⑧	志水児童遊園	豊場字志水103
⑨	高前東部児童遊園	豊場字高前93
⑩	ボックスひろば (青山)	青山字居屋敷1714-1
⑪	HOEIターザン公園 (新栄西部)	豊場字新栄13
⑫	諏訪児童遊園	豊場字諏訪200

番号	施設名称	所在地
⑬	諏訪子ども会広場	豊場字諏訪95
⑭	西之町2児童遊園	豊場字流川58
⑮	TEP ドラゴン Park (栄)	豊場字栄80
⑯	新田北部児童遊園	豊場字新田町39-1
⑰	青塚南部児童遊園	豊場字野田99
⑱	中之町児童遊園	豊場字中之町109-2
⑲	稲荷児童遊園	青山字稲荷畑2429
⑳	Emma's Wagon Park (中稲)	青山字下屋敷691
㉑	FDA Park (富士)	豊場字富士121
㉒	志水西部児童遊園	豊場字志水146-3
㉓	下戸児童遊園	豊場字下戸85
㉔	DAINANキッズパーク (神戸)	豊場字神戸183
㉕	わいわいキッズパーク (若宮)	豊場字若宮40
㉖	志水ふれあい広場	豊場字志水64-1

※①～⑫は38ページを参照

医療機関

診療所（医科）

地図番号	診療所名	診療科目	連絡先	所在地
①	杉山医院	外科、内科、消化器科、 整形外科、皮膚科	☎28-1181	豊山町大字豊場字幸田25-1
②	とよ山内科クリニック	内科、消化器内科、 糖尿病内科、内視鏡内科、 小児科	☎39-3800	豊山町大字青山字東川146-2
③	わかばファミリークリニック	内科、小児科、 アレルギー科、消化器内科、 循環器内科、皮膚科	☎29-3911	豊山町大字豊場字高前183-1
④	N.キッズファミリークリニック	小児科、アレルギー科、 内科	☎28-2321	豊山町大字豊場字高前80
⑤	なごやスポーツ&リハビリクリニック	整形外科、リハビリテー ション科、内科、麻酔科	☎65-8500	豊山町大字豊場字諏訪134-2
⑥	エアポートウォーク眼科	眼科	☎29-1036	豊山町大字豊場字林先1-8 エアポートウォーク3F

診療所（歯科）

地図番号	診療所名	連絡先	所在地
⑦	豊山歯科クリニック	☎28-6480	豊山町大字青山字東栄70
⑧	空港歯科医院	☎28-3478	豊山町大字豊場字和合52-1
⑨	小塚歯科医院	☎052-903-5377	豊山町大字豊場字八反107
⑩	ケンタデンタルクリニック	☎28-1281	豊山町大字青山字東川144
⑪	とりむら歯科クリニック	☎54-2246	豊山町大字豊場字高前168
⑫	安藤歯科	☎29-2900	豊山町大字豊場字和合30

休日診療

診療科目	診療所	診療日	受付時間
休日診療	○発熱、咳など、呼吸器症状がある方 はるひ呼吸器病院 清須市春日流8番地1 ☎052-400-7111	日曜日 祝休日 年末年始	受付時間等については各医療機関の ホームページか電話で、ご確認ください。
	○外科や一般的な救急診療 済衆館病院 北名古屋市鹿田西村前111 ☎0568-21-0811		
歯科	歯科診療当番医院 (当番医療機関は毎月の「広報とよやま」 でお知らせします)		午前9時30分～午前11時30分

※2026年3月時点

成人の保健

保健

保健センター ☎28-3150

健康診査、がん検診、健康講座や健康相談、予防接種の補助等を行います。事業の詳細は、毎月発行する「広報とよやま」でご確認ください。

健康診査

保険課国民健康保険・医療グループ ☎28-0917 保健センター ☎28-3150

16歳以上の方を対象に、年齢に応じ健康診査を実施します。健康診査後は結果に合わせ、生活習慣の改善につなげるよう結果説明会と保健指導を実施しています。

年齢	健康診査の種類	対象者	実施場所
16歳（高校1年生相当）～39歳の方	16～39歳健康診査	町内在住の方	保健センター
40～74歳の方 （後期高齢者医療制度加入者を除く）	特定健康診査	町国民健康保険加入者	集団健診：保健センター 個別健診：指定医療機関
		社会保険等加入者・被扶養者	加入している医療保険者の指定する健診機関
75歳以上の方 （65歳以上で後期高齢者医療制度加入者を含む）	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度加入者	集団健診：保健センター
			個別健診：指定医療機関

がん検診・その他検診

保健センター ☎28-3150

がん検診等	内容	対象者	受診方法	
			集団検診	個別検診
肺がん検診 （65歳以上の方は結核検診も兼ねています）	胸部X線検査	40歳以上の方	○	○
大腸がん検診	便潜血検査		○	○
胃がん検診 （X線検査、内視鏡検査のどちらかの検査のみ）	胃部X線検査		○	×
前立腺がん検診	血液検査	50歳以上の男性	○	○
乳がん検診※ ¹	乳房X線検査	40歳以上の女性	○	○
	超音波検査	30～39歳の女性	○	×
子宮がん検診（頸部）※ ² （30～40歳の方はHPV検査も行います。）	子宮頸部の細胞を採る検査	20歳以上の女性	○	○
子宮がん検診（体部）	子宮体部の細胞を採る検査	子宮がん検診受診者で、医師が必要と判断した方	×	○
骨粗しょう症検診	骨量検査	30歳以上の女性	○	○
B・C型肝炎検査	血液検査	40歳以上で未検査の方	○	×
歯周疾患検診	歯、歯肉の状態などの検査	集団：年度内16歳以上の方 個別：20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳の方	○	○
後期高齢者口腔機能検査	咀嚼能力・舌機能 嚥下機能評価	集団：後期高齢者健診を受けた方 個別：75、80歳の方	○	○

※ 対象年齢は令和8年4月1日現在の年齢です。

※¹ 乳がん検診は妊娠中の方、授乳中の方、卒乳後1年未満の方、豊胸術施工後の方、シャントチューブ挿入の方、ペースメーカー装着の方は受けられません。

※² 子宮がん検診は生理中および生理終了後3日以内の方は受診することができません。

実施場所 集団検診：保健センター
個別検診：指定医療機関

予防接種

定期予防接種

町と契約した医療機関で予防接種を行っています。詳しくは豊山町公式ホームページをご覧ください。

予防接種の種類	対象者	接種回数	
高齢者インフルエンザ	・満65歳以上の方 ・60歳から64歳で、心臓、腎臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害（いずれも身体障害者手帳1級相当）を有する方	1回	
高齢者新型コロナ		1回	
高齢者肺炎球菌	・満65歳の方 ※1 (これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した方は除く)	1回	
带状疱疹	年度内65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方※2 (任意接種をされた方は定期接種の対象となりません。)	不活化ワクチン(シングリックス)	2回
		生ワクチン(ビケン)	1回

※1 60歳から64歳で、心臓、腎臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害（いずれも身体障害者手帳1級相当）を有する方も対象となります。該当者で接種を希望される方は保健センターにお申し込みください。

※2 60歳から64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害（身体障害者手帳1級相当）を有する方も対象となります。該当者で接種を希望される方は保健センターにお申し込みください。

※3 指定医療機関以外で接種を希望される場合は、保健センターに事前申請が必要です。

任意予防接種

風しん予防接種及び带状疱疹予防接種の費用の補助を行います。

予防接種の種類	対象者
風しん	・妊娠を予定又は希望している女性とその夫 ・妊婦の夫 ※風しんのり患歴がなく風しんワクチンまたは麻しん・風しん混合(MR)ワクチンを受けたことがない方に限ります。
带状疱疹	満50歳以上の方(定期予防接種の対象者は除く) ※ワクチンの種類によって接種回数・金額が異なります。 ※町からの補助が受けられるのは、定期・任意問わず生涯1度のみです。

医療行為により免疫を失った方に対する予防接種再接種費補助

医療行為により接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で再接種を希望する方に対し、予防接種費用の補助を行います。

骨髄移植ドナー支援事業

骨髄または末梢血管細胞を提供した方（ドナー）、ドナーを雇用する事業所に対し、助成金を交付します。

がん患者アピアランスケア用品購入費補助

がん患者のがん治療に伴う外見の変化をカバーする医療用補整具（医療用ウィッグ又は乳房補整具）の購入に係る費用の一部を補助します。

若年がん患者ターミナルケア支援事業

ターミナル期の若年がん患者の方が住み慣れた自宅で安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養経費の一部を補助します。

介護保険の対象となる方

第1号被保険者	65歳以上の方 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方や、常時の介護までは必要ないが家事や身支度など日常生活に支援が必要な方
第2号被保険者	40～64歳の医療保険に加入している方 老化が原因とされる16の病気（特定疾病）により、介護が必要と認定された方 例：がん、初老期における認知症、脳血管疾患など

介護保険料

●65歳以上の方（第1被保険者）

- 老齢・退職年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きです（特別徴収）。
- 年額18万円未満の方は、納付書か口座振替により納めていただきます（普通徴収）。

●40～64歳の医療保険に加入している方（第2号被保険者）

- 加入している医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。

介護保険サービスの内容

介護保険では、要介護者の状態によって利用できるサービスやひと月の利用限度額が違います。

介護保険サービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）を自己負担していただきます。施設に入所した場合には、その他に食費と居住費も負担していただきます。（自己負担分上限設定あり）

		サービスの種類	内容
在宅サービス	在宅で利用する	居宅介護支援	介護支援専門員が居宅サービス計画を作成し、事業者との連絡調整などを行います。
		訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが訪問し、食事や排せつなどの身体介護、掃除や洗濯などの生活援助を行います。
		訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行います。
		訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
		訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行います。
		居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが、自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
		福祉用具貸与	車いす、特殊寝台などを借りられます。
	特定福祉用具購入	腰かけ便座や入浴用いすなどの福祉用具を購入できます。	
	住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修ができます。	
	施設で利用する	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設に入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けます。
		通所介護（デイサービス）	通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供などの日常生活上の介護を行います。
		通所リハビリテーション（デイケア）	医療機関などに通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。
		短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。
		短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療機関等に短期入所し、必要な医療や日常生活の介助を受けます。
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要な方が入所して、日常生活の介助などを受けます。	
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けます。	
	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。	
	地域密着型通所介護	事業所定員18人以下の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供など日常生活上の介護を受けます。	

高齢者の福祉

生活支援サービス

保険課介護グループ ☎ 28-0100

町独自のサービス

町では、介護保険制度のサービス以外に、下記のとおり独自で実施している在宅福祉サービスがあります。各サービスを利用する場合は、保険課介護グループまたは社会福祉協議会（総合福祉センターしいの木内）で手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

●要介護・要支援認定を受けている方が利用できるサービス

配食サービスの助成	本人または同居人によって食事の調理が困難な方が、自宅へのお弁当の配食サービスを利用した際の費用を助成します。
タクシー利用の助成	通院や買い物などに利用するためのタクシー料金を助成します。 (障がい者等福祉タクシー利用券の受給者を除く)
移送サービスの助成	入退院などに利用するためのリフト付き車両などの利用料金を助成します。
軽度生活支援の助成	外出などの付添い、買い物、庭の手入れや室内外の軽微な修繕などを行った場合の費用を助成します。
寝具洗濯乾燥消毒サービス	敷布団・掛布団・毛布などの洗濯・乾燥・消毒を行います。
住宅改修費の補助	自宅に手すりの設置や段差解消など、介護保険制度の限度額（20万円）を上回る住宅改修を行った際にかかる費用を補助します。（補助限度額は、介護保険制度の限度額を除いた額の2分の1の額で非課税世帯は30万円、課税世帯は10万円まで）
日常生活用具の貸与	住民税非課税世帯の一人暮らしの方などに、ガス漏れ警報器や電磁調理器を貸与します。
緊急通報福祉電話などの貸与	一人暮らしの方などに、緊急通報用福祉電話器、携帯用無線発信機（ペンダント）や火災報知機を貸与します。

●介護者の方が利用できるサービス

家族介護用品購入の助成	町内在宅の要介護・要支援認定者を常時介護している町在住の介護者に対して、紙おむつや尿取りパットなど、介護用品の購入費を助成します。
-------------	---

●要介護・要支援認定者以外で援助が必要な方が利用できるサービス

ホームヘルプサービス	65歳以上の一人暮らしの方などで傷病のため一時的に、調理、洗濯や清掃など家事に関する援助が必要な方の自宅にヘルパーを派遣します。
短期入所生活介護サービス	介護者などに急を要する事態が生じ、自宅での生活が困難になった場合に、一時的に短期入所をすることができます。

●75歳以上の方が利用できるサービス

おでかけパスの配布	75歳以上の方にとよやまタウンバスに無料で乗車できるパスを配布します。
-----------	-------------------------------------

介護予防

地域包括支援センターあおぞら ☎ 28-0932

介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定を受けていなくても、町独自の多様な介護予防・生活支援サービスを利用することができます。

対象者

- 65歳以上の住民の方で、地域包括支援センターあおぞらの窓口で運動・栄養・口腔などの生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受け、生活機能低下の基準に該当された方

- 要支援認定者で以下のサービスの利用を希望される方

利用できるサービス

●訪問型サービス

- 現行の訪問介護相当サービス（ヘルパーによる掃除・買い物等の生活支援）
- かっぱうぎサービス（シルバー人材センターによる生活支援）

●通所型サービス

- 現行の通所介護相当サービス（デイサービスによる機能訓練、食事・入浴などの支援）
- 短期集中予防サービス（リハビリ専門職による機能訓練・体操・脳トレ等を行います）
- 元気はつらつサロン（社会福祉協議会が実施している介護予防サロン）

●ほっとあんしん宅配サービス

栄養改善・見守りを目的としたお弁当の配達サービス利用費の一部補助（町が指定した業者に限り1食あたり140円補助）

一般介護予防事業

対象者 65歳以上の方

内容 介護予防に関する運動・音楽などの教室や、地域で集えるサロンを開催しています。参加をご希望の方は地域包括支援センターあおぞらまでお問い合わせください。

シニア元気づくり体操教室

週1回、身近なところで気軽に運動ができる体操教室を町内4カ所で開催しています「シニア元気づくりサポーター養成講座」を修了した住民サポーターが中心となって実施しています。

対象者 おおむね65歳以上の方

内容 椅子に座って行う軽い運動

場所	日にち	時間
総合福祉センター南館ひまわり	毎週火曜日	10時～11時
下青山公民館・正法寺	第1・第3・第5水曜日（下青山公民館） 第2・第4水曜日（正法寺）	10時～11時
総合福祉センターしいの木	毎週木曜日	10時～11時
富士学習等供用施設	毎週金曜日	10時～11時

住民主体サロン活動支援事業

地域住民が町内の集会所、公民館等の身近な場所で、サロン活動として、交流、レクリエーション、介護予防に関する活動、茶話会等を定期的に開催する団体に、その費用の一部（1回あたり3,500円）を補助します。

対象サロン

- 町民を代表者にしており65歳以上の方が5名以上参加すること
- 開催回数は原則として月1回1時間以上定期的に開催すること
- 原則として新たな参加者を拒まないこと
- 営利・宗教・政治活動等に利用しないこと
- 保険の加入等により利用者等の安全の確保に努めていること

内容

- 参加者相互の親睦に関すること
- 講話・体操・レクリエーション等の健康増進、介護予防に関すること

介護支援ボランティアポイント事業

65歳以上の方が町に登録したボランティア受入団体でボランティア活動に参加するとポイントが交付され、貯めたポイントに応じて特典を受けられます。

対象者

65歳以上の方で、要支援、要介護等の認定を受けていない人

内容

町に登録したボランティア受入団体でボランティア活動に参加するとポイントが交付されます。ボランティア活動をしてポイントを貯め、貯めたポイントに応じて特典を受けられます。

※介護支援ボランティアポイント事業に参加する場合、事前登録が必要となりますので、最初に窓口で登録手続きをおこなってください。

ボランティア対象活動一覧

町ホームページで確認するか、地域包括支援センターあおぞらまでお問い合わせください。

認知症支援

地域包括支援センターあおぞら ☎28-0932

認知症ケアブック

認知症の方やその家族が、できる限り住み慣れた町で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の症状に応じた支援や、医療・介護サービスの情報を掲載しています。

ケアブックは地域包括支援センターあおぞらで配布しており、町ホームページにも掲載しています。

認知症初期集中支援チーム派遣事業

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的として、認知症の方またはその疑いがある方や、介護者の方に対し、認知症初期集中支援チームを派遣しています。支援チームは認知症サポート医・作業療法士・看護師等の専門職で構成されています。認知症の疑いがある方やその家族に対して、適切な医療サービスや介護サービスの利用支援を行います。

対象者 在宅で生活しており、認知症の症状等でお困りの40歳以上の町民、及びその介護者

費用 無料

徘徊高齢者等家族支援事業

徘徊のみられる認知症高齢者や所在不明となるおそれのある障害者を介護する家族に対し、行方がわからなくなった時に早期に居場所を発見できる位置情報検索サービス（GPS）を貸与します。

対象者 町内に在住で、以下のいずれかに該当する方を在宅で介護している家族

- 要介護認定を受けており、認知症による徘徊行動がみられる者
- 障害者または障害児で、所在が不明となるおそれのある者

費用 地域包括支援センターあおぞらまでお問い合わせください

高齢者見守りメール（おかえりネット）

●おかえりネット

認知症の方が徘徊により行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、その方の身体的特徴や服装等の情報を「おかえり支援サポーター（メール配信登録者）」に送信します。より多くの人との協力で行方不明者をより早く見つけ、安全を確保するためのネットワークです。

●おかえり支援サポーター

行方不明者の情報をメールで受け取り、可能な範囲で検索にご協力いただく方々のことです。ご自身の日常生活の中で、行方不明となった方の特徴などについて気をつけていただき、当てはまる方を発見された場合には情報提供をお願いします。おかえり支援サポーター（メール配信登録者）の登録については、59ページの「安心・安全メール」をご覧ください。

●徘徊のおそれがある方の事前登録制度

行方不明時に検索メール配信を行うためには、事前登録が必要となります。申請によりあらかじめ情報登録をしていただくと、緊急時のメール配信を速やかに行うことができます。登録を希望される家族等は本人の顔写真を持参し、地域包括支援センターあおぞらまでお越しください。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

町が契約者となり、認知症もしくは認知症の疑いのある方のうち希望する方に保険加入を行います。

対象者 ●認知症もしくは認知症の疑いのある方で在宅生活をしている方

- おかえりネットの事前登録制度に登録された方

内容 加入者が偶然の事故などによって他人の物を壊すなどして損害賠償責任を負うことになった場合の補償を行います。

認知症カフェ

認知症カフェ（オレンジカフェ）とは、認知症の人やその家族、医療・介護の専門職、地域住民などが気軽に集まり、お茶を飲みながら情報交換や交流、相談ができる「地域の身近な集いの場」です。みんながほっとできる居場所として、ゆっくりお茶を飲みながら、おしゃべりをして笑顔になりませんか。開催日などについては町ホームページにも掲載しています。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者を「認知症サポーター」と呼んでいます。認知症サポーター養成講座は地域包括支援センター主催及び各種団体やグループからの申込みに応じて、随時開催しています。

高齢者支援活動

高齢者等の見守り活動

保険課介護グループ ☎28-0100

高齢者等がこれからも住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、新聞販売・郵便局・電気・ガス・水道等の事業者と「豊山町高齢者等見守り活動協定」を締結し、地域ぐるみで重層的な見守り体制を構築しています。

活動内容

- ①事業者が日常業務の中で、新聞や牛乳が溜ったままになっている、何度自宅を訪問しても面会できない等、高齢者宅等の生活状況に異変を感じた場合、保険課に通報します。なお、緊急時は、事業者が直接、警察署や消防署に通報します。
- ②通報を受けた保険課は、孤立死や高齢者虐待等を防止するため、対象者宅を訪問し、安否確認や必要な支援を行うとともに、その結果を事業者に報告します。

協力事業者の募集

見守り活動にご協力いただける事業者を随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

協定締結事業者

新聞販売		金融機関	
1	朝日新聞名古屋販売(株) ASA小牧	15	あいち銀行
2	(有)加藤新聞 中日新聞喜惣治専売店	16	尾張中央農業協同組合 豊場支店
3	中日新聞豊山北専売店 野原新聞店	17	中日信用金庫
4	(有)中日メディアステーション 中日新聞豊場専売店 加藤新聞店	19	東濃信用金庫 豊山支店
5	読売センター師勝	19	西春日井農業協同組合 青山支店
牛乳・乳製品販売		配食サービス・移動スーパー	
6	名古屋ヤクルト販売(株)	20	一宮生活協同組合
7	みるく舎	21	(株)医療給食
8	明治牛乳 豊山販売所	22	(株)エンクライム 宅配クック123春日井・豊山店
9	メグミルク 豊山販売店	23	(株)ショクブン
水道・電気・ガス		24	宅食ライフ 春日井店
10	北名古屋水道企業団	25	まごころ弁当 春日井店
11	中部電力パワーグリッド(株) 名古屋支社 北営業所	26	(株)ワイストア
12	東邦ガスネットワーク(株) 設備部 名古屋地域センター 北事業所	27	ワタミ(株)
郵便局		その他	
13	日本郵便(株) 豊山郵便局	28	愛知県住宅供給公社
14	日本郵便(株) 西春郵便局	29	ALSOK(株) 尾張支社
		30	オオブユニティ(株)
		31	第一生命保険(株)
		32	豊衛工業(株)

※2026年4月1日時点

(敬称略五十音順)

高齢者の総合相談窓口

地域包括支援センターあおぞら ☎28-0932

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として以下のような相談支援を行っています。

- 介護予防教室やサロンの参加について
- 介護保険の利用について
- 認知症に関する相談、介護について
- 高齢者虐待や成年後見制度について
- ご近所に体調などが心配な高齢者がいるとき
- 高齢の親の今後の生活について など

豊山町ひとり暮らし高齢者等登録事業

地域包括支援センターあおぞら ☎28-0932

緊急時の連絡先、医療・福祉サービス等の内容を登録し、急病、事故等の緊急事態において関係機関と協力することにより、住み慣れた地域での在宅生活を支援し、高齢者が安全・安心して生活できる地域づくりの促進を目的としています。

対象者

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- 65歳以上の高齢者世帯
- 高齢者世帯に準じる世帯（65歳未満の親族等と同居しているが、親族等が病気又は障害により緊急時の対応ができない世帯登録

登録

地域包括支援センターあおぞらまでお問い合わせください。

わんわんパトロール隊

地域包括支援センターあおぞら ☎28-0932

愛犬と一緒に地域の見守りをさせていただく「わんわんパトロール隊」の隊員を募集しています。わんわんパトロールは、飼い犬とのお散歩時間を利用して、高齢者を見守る活動です。

●活動内容

飼い犬とのお散歩中に気になる高齢者を見かけたら、声かけ・支援をするか地域包括支援センターまでご連絡ください。緊急時は消防署（119）や警察署（110）に通報してください。散歩の頻度・時間帯・道順は普段通りで構いません。

気になる高齢者の例

本人の様子

- 道に迷っているように見える
- 服装が季節に合わない、汚れている
- 顔色が悪い、具合が悪そう、やせてきた
- 挨拶をしなくなった

住居の様子

- 何日も同じ洗濯物が取り込まれない
- 昼間でも電気がついたままになっている
- 庭が荒れている
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる

●隊員への登録方法

①認知症サポーター養成講座を受講する

※すでに受講しオレンジリングを所持している方は、改めて受講する必要はありません。

②飼い犬の写真を持参し、地域包括支援センターに来所し、登録手続きをする（写真データのメール送信も可）

特殊詐欺防止電話機等購入費補助金

防災安全課防災安全グループ ☎28-0355

迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止電話機等の購入及び設置に関して補助金を交付します。

対象者

町内在住の申請年度内に65歳以上である者

補助金額

補助対象経費の2分の1（上限は4,000円）※1世帯につき1回限り、予算が尽き次第終了となります。

電話機等の種類

- (1) 電話を受信した際、会話の内容を録音する旨の音声案内が流れ、会話の内容を自動で録音することができる機能を有する機器
- (2) 特定の電話からの着信を自動的に判別して通知し、警告を表示し、又は着信を切断する機能を有する機器
- (3) 上記に掲げる機能を有する固定電話機

申請受付期間

対象電話機を購入及び設置した日が属する年度の末日まで

高齢者の交通事故を減少させることを目的に、運転免許を自主返納された高齢者の方に支援品を交付します。

対象者

次の3点をすべて満たす方

- 有効期限内の全ての運転免許証を自主返納した方
- 満65歳以上の方
- 返納時と申請時に町内に在住の方

支援の内容

次の2点のうちいずれか

- とよやまタウンバス回数券1,000円セット 5冊 (5,500円相当)
- 町発行のタクシー利用券10枚 (町指定タクシーで初乗り料金と迎車料金の補助)

申請期限

返納した日から6か月以内 返納した日から6か月以内

自転車用ヘルメット購入費補助金

自転車を利用する方のヘルメット着用を推進し、自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助しています。

対象者 町内在住の方 (申請は1人につき1回限り)

補助金額 ヘルメット購入費用の2分の1 (上限は2,000円)

対象物 以下の2点を満たすもの

- 町内外を問わず販売業者から新品で購入したもの
- 安全認証に適合したもの

申請期限 購入した日から6か月以内

〈安全認証 例〉



SCマーク



CPSCマーク



JCFマーク



CEマーク
(EN1078)



GSマーク

税金

町税

税務課課税グループ ☎28-2434

税金は、まちづくりの重要な財源です。皆様の納められる税金は、生活にもっとも結びついた事業を行うためのものとなるものです。

税金には、国に納める国税と都道府県や市町村に納める地方税があります。

そのうち、町に納める税金には、個人・法人町民税や固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税があります。

納税

税務課収納グループ ☎28-0926

●納付方法

納付書記載の金融機関やゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア（コンビニ）・MMK設置店（ヨシツヤ豊山テラス）、地方税お支払サイト、会計課の窓口（役場1階1番窓口）をご利用ください。なお、会計課の窓口では町税のみ納付できます。

町税 個人・法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

町税以外 国税（所得税など）、県税（自動車税、個人事業税など）、他市町村の地方税

●**口座振替制度** 銀行などの預金口座から町税などを納める制度で、金融機関まで出かける手間が省け、そのうえ、納め忘れを防ぐことができる、大変便利な方法です。

●地方税お支払サイトでの納税

QRコードが印刷されている町税の納付書は、地方税お支払サイトでインターネットバンキングやクレジットカード等による電子納付ができます。

●コンビニ及びスマートフォン決済アプリでの納税

コンビニに加え、町税等がスマートフォン決済アプリでも納付できます。休日や夜間でも手数料なしで納めることができます。

なお、今までどおり金融機関及び役場窓口でも納めることができます。

コンビニ及びスマートフォン決済アプリで納付できない場合

- バーコードの印字がない場合
- 1枚あたり納付金額が30万円を超える場合
- 納付期限を過ぎている場合
- 金額の訂正、書き直しをしている場合
- 汚損などによりバーコードが読めない場合
- 納付書のミシン目を切り離したり、ホチキス等でとめられている場合

納付できるコンビニ



納付できるスマートフォン決済アプリ



詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です
※令和8年9月にeLお支払サイトに名称変更予定です。

町税に関する証明書の発行

税務課課税グループ ☎28-2434

町税の各種証明書が必要な方は、税務課まで申請してください。証明書の交付申請をする方の本人確認をさせていただきます。本人確認書類として、以下のものを必ずお持ちください。

- 官公署発行の写真付の身分証明書（マイナンバーカード、免許証、パスポートなど ※有効期限内のもの）
- 写真付身分証明書がない場合 健康保険の資格確認書、年金手帳など本人確認できるもの2点
- 申請者が代理人の場合 本人の署名のある委任状と代理人の印鑑（自署する場合は不要）が必要です。

証明書の種類	証明内容	手数料
所得証明	収入・所得	200円
課税証明	収入・所得・各種控除額・町県民税額	200円
評価証明	固定資産評価額	200円
納税証明	各税目の納税事項	200円
課税台帳の閲覧	固定資産明細・評価額・課税標準額・税相当額（納税義務者ごと）	200円

インターネットを利用した申込み

社会教育施設の予約

社会教育センター ☎28-5335

自宅のパソコンやスマートフォン、携帯電話からインターネットを使って社会教育施設の空き状況の確認や仮予約を行うことができます。

●仮予約できる施設

社会教育センター、豊山グランド、志水テニスコート、伊勢山スポーツ広場、青山ゲートボール場

●利用方法

事前に社会教育センター窓口でIDを取得のうえ「豊山町施設予約システム」から仮予約を行ってください。

仮予約後、2週間以内に窓口で使用料を納入して下さい。

※詳しくは豊山町公式ホームページをご覧ください。



社会教育施設の
予約

本の予約

社会教育センター図書室 ☎28-5449

社会教育センター図書室にあるすべての本について、インターネットを使って予約ができます。

詳しくは豊山町公式ホームページをご覧ください。



本の予約

オンライン申請（電子申請）の方法

企画課デジタル化推進グループ ☎28-0939

ご自宅、会社などのパソコンやスマートフォンなどからさまざまな申請・届出を行うことができます。

豊山町電子申請・届出システム

●手続の始め方

町公式ホームページの以下のページにアクセスします。

トップページ > オンライン申請（電子申請）ポータルはこちら

オンライン申請（電子申請）ポータル内の当てはまる項目をクリック、該当手続のURLをクリックし、画面に表示される案内に従って手続を進めてください。



町公式
ホームページ

●オンライン申請（電子申請）できる手続について

50ページの表をご参照ください。

※Gの印がある手続きでは、本人確認のためにマイナンバーカードを使った電子署名が必要になります。

電子署名を行うには、お使いのスマートフォンに「Graffer電子署名アプリ」をインストールする必要があります。また、手続によっては、手数料や郵送料が必要なものがあります。

※Mの印がある手続きはマイナポータルを利用する手続きであり、以下のものが必要になります。

●マイナンバーカード

●「パソコンおよびICリーダライタ」又は「マイナンバーカードに対応したスマートフォン」

対応環境や対応機種、ログイン方法について詳しくはマイナポータルサイトをご覧ください。下記マイナンバー総合フリーダイヤルにお尋ねください。

☎ 0120-95-0178

【表】 オンライン申請（電子申請）可能な手続

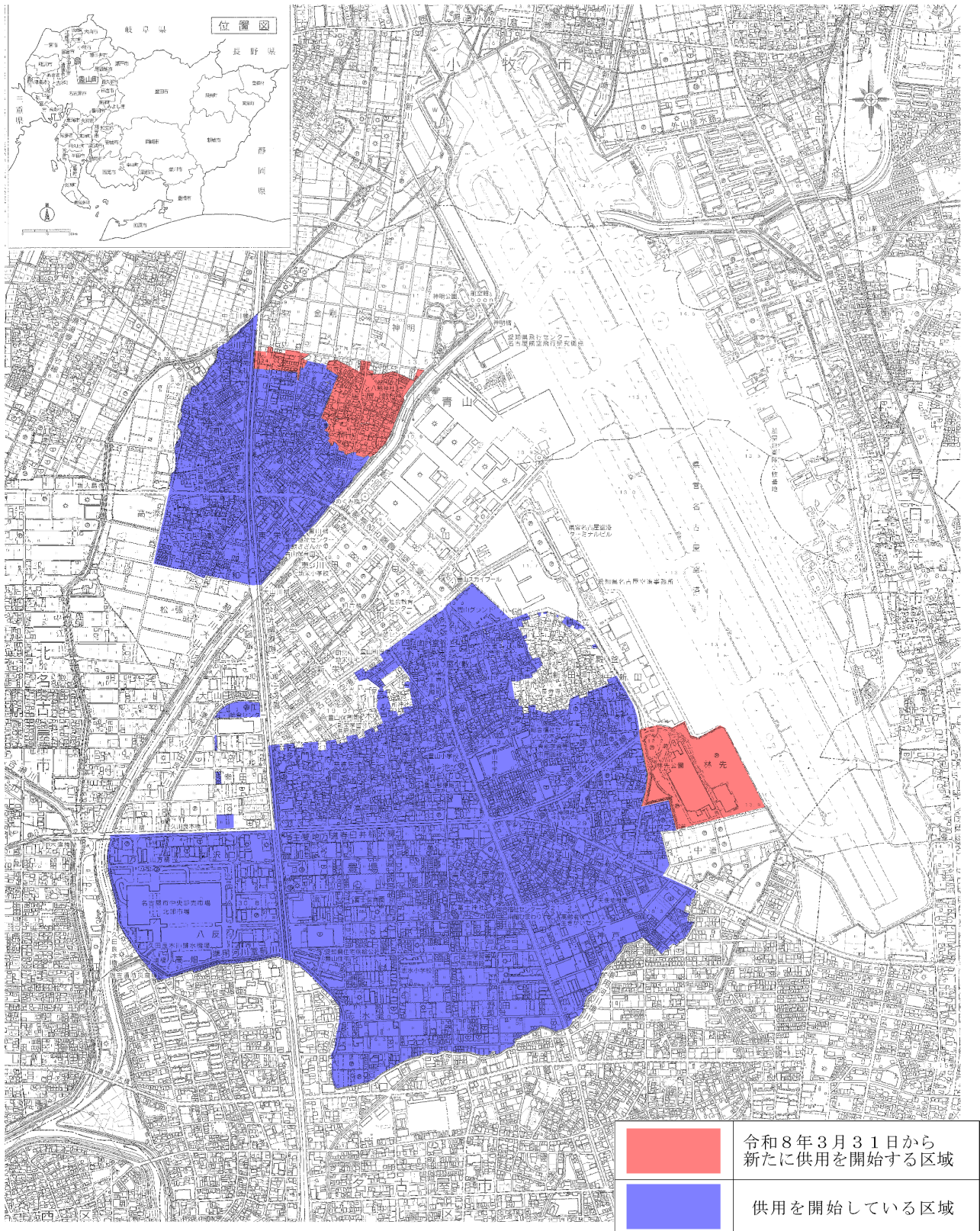
（令和8年4月1日現在）

区分		手 続 名
暮らし	M	引越しの手続（転入予定連絡/転居予定連絡/転出届）
	G	住民票・住民票記載事項証明書交付申請
	G	戸籍附票の写し交付申請
	G	身分（身元）証明書交付申請
	G	転出届（付記転出届）
		犬の所在不明の届出
		犬の死亡届
		犬の登録事項変更届
		犬の登録事項変更（転入）の届出
		犬の海外渡航の届出
		特定建設作業実施届出書
税金	G	所得証明書の交付申請
	G	課税証明書（非課税証明書）の交付申請
	G	納税証明書の交付申請
	G	固定資産評価証明書・公課証明書の交付申請
		eLTAX個人住民税電子申告システム
	M	罹災証明書の発行申請
子育て		納税
		保育所入所申込
	M	教育・保育給付認定の申請
	M	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込
	M	保育施設等の利用に係る現況届
	M	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
	M	児童手当等の額の改定の請求及び届出
	M	児童手当等の氏名変更/住所変更等の届出
	M	児童手当等の受給事由消滅の届出
	M	未支払の児童手当等の請求
	M	児童手当等に係る寄附（変更等）の申出
	M	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の（変更等の）申出
	M	児童手当等の現況届
M	児童扶養手当の現況届（事前送信のみ）	
健康・医療・福祉		医療費受給者証再交付申請（子ども・障害・精神・母子父子・後期高齢者福祉）
		医療費支給申請（子ども・障害・精神・母子父子・後期高齢者福祉）
	M	要介護・要支援認定の申請
	M	要介護・要支援更新認定の申請
	M	要介護・要支援認定区分変更の申請
	M	居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）の届出
	M	負担割合証の再交付申請
	M	被保険者証の再交付申請
	M	高額介護（予防）サービス費の支給申請
	M	負担限度額認定の申請
	M	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
	M	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（事前・事後）
	M	住所移転後の要介護・要支援認定申請
M	妊娠の届出	
施設案内		社会教育センターや豊山グラウンド等の施設の予約
		社会教育センター図書室の本の予約
町政情報	G	公文書の開示の請求
	G	個人情報の開示の請求
	G	個人情報の訂正の請求
	G	個人情報の利用停止の請求
イベント		児童館（しいの木、ひまわり、さざんか）開催のイベントの申込
		生涯学習講座の申込

下水道への接続

豊山町の一部地区では下水道を使用することができます。この地区にお住まいの方は、トイレ、風呂、台所や洗面所などから発生する全ての汚水を下水道へ流すため、下水道に接続するための排水設備工事を行い、早期接続に努めてください。

供用開始区域図



排水設備

トイレ、風呂、台所や洗面所などから発生する汚水を下水道に流すための排水管や汚水ますのことを排水設備といいます。排水設備は個人で設置し、補修・点検などの管理もしていただきます。

排水設備工事の申込み

排水設備工事は、町が指定した排水設備指定工事店でなければ工事をする事ができません。工事を希望される方は、排水設備指定工事店にお申し込みください。排水設備指定工事店は、申請者に代わって工事の申請書類を町へ提出します。

下水道使用料

下水道を使用されますと下水道使用料がかかります。使用料は水道料金と一緒に2か月ごとに口座振替や窓口納付により納めていただきます。

下水道使用料金表（月額・消費税込み）

区 分	基本使用料	従量使用料	
		排出量	使用料（1m ³ につき）
一 般 用	660円	1m ³ ～10m ³	44円
		11m ³ ～30m ³	110円
		31m ³ ～50m ³	165円
		51m ³ ～100m ³	220円
		101m ³ 以上	253円
公 衆 浴 場 用	660円	1m ³ につき	44円

排出量の決め方

水道水使用の場合	水道水の使用水量を下水道の排出量とします（水道の検針水量）
井戸水のみ使用の場合	一般家庭については、1人1か月につき6m ³ を排出量とします
水道水と井戸水を併用して使用の場合	水道水の使用水量は、そのまま排出量とし、一般家庭における井戸水の使用水量については、1人1か月につき3m ³ を排出量とします

水洗便所改造等資金融資あっせん制度

今まで使用していた汲み取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽の廃止工事の資金を、町が指定する金融機関に融資のあっせんをします。融資金は無利子です。

融 資 額	100万円以内
償 還 期 間	60か月以内
償 還 方 法	融資を受けた月の翌月から元金均等月賦方式
対 象 者	○処理区域内の家屋の所有者か占有者 ○町税の滞納のない方 ○自己資金のみでは、改造資金を一時的に負担することが困難な方 ○返済能力があると認められる方で、連帯保証人がある方 ○下水道の供用開始の日から3年以内に改造工事を完了すること

浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金

下水道の使用により不要となる合併処理浄化槽を、雨水貯留施設に転用する工事費の一部を補助します。補助額は工事費の5分の4とし、限度額は10人槽以下の合併処理浄化槽については25万円、11人槽以上の合併浄化槽については1人槽増えるごとに1,000円を加算します。（最大限度額40万円）

ごみ・資源の分別収集を行っています。住民課環境保全グループの発行する「ごみ・資源の分け方・出し方」パンフレットにしたがって、ごみや資源を出してください。

※パンフレットは、「広報とよやま 4月号」と同時に全戸配布しています。また、住民課環境保全グループの窓口で随時配布しています。

可燃ごみ・不燃ごみ

町指定ごみ袋（有料）に入れて、収集日（地区によって違います）の午前8時30分までに、ごみ収集路線に出してください。指定ごみ袋は町内のスーパーやコンビニエンスストア、商店などで販売しています。なお、その他資源は指定ごみ袋に入れないようにお願いします（その他資源が入った袋は収集しません）。

電池類（リチウムイオン電池を含む）

乾電池、ボタン電池、小型充電式電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー、電子タバコ・ハンディファン・電動シェーバーなどの電池が取り外せない小型家電（片手サイズ）は、任意の無色透明袋に入れて収集日（地区によって違います）の午前8時30分までに、可燃ごみ袋等とは分けた状態でごみ収集路線に出してください。

なお、町の施設、電気店やスーパーなどに設置していた従前の「電池回収箱」は撤去しております。

プラスチック資源

町指定資源用袋（有料）に入れて、収集日（地区によって違います）の午前8時30分までに、ごみ収集路線に出してください。指定資源用袋は町内のスーパーやコンビニエンスストア、商店などで販売しています。なお、プラスチック製容器包装類、100%プラスチック製品以外のものは指定袋に入れないようにお願いします。（分別されていない袋は収集しません）

その他資源

空き缶、スプレー缶類、空きびん、紙パック、ペットボトル、金物や古紙・布類は資源として収集しています。指定日の午前8時30分までに、地区（自治会）で決められた集積所へ分類して出してください。なお、豊山スカイプール駐車場のリサイクルステーションでは、毎週金・土・日曜日の午前8時30分～午後4時45分まで、資源を回収しています。

粗大ごみ（1個520円）

町指定袋に入らないごみは粗大ごみとして有料

収集します。収集には申込みが必要です。なお、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、デスクトップパソコンやオートバイなどは町では収集できません。詳しくは、販売店か住民課環境保全グループにご相談ください。

申込方法

①メールでの申込み

町ホームページに掲載の粗大ゴミ申込専用メールアドレス宛に申込メールを送信していただくことで、申込をすることができます。

詳しい申込方法については、町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/sigen/1000738.html>



②電話での申込み

住民課環境保全グループにご連絡ください。

住民課環境保全グループ ☎28-0916

③窓口での申込み

役場1階2番窓口住民課にお越しください。

使用済みライター

ごみ収集における火災事故の防止のため、役場1階ロビー及びリサイクルステーションに設置している回収箱に入れてください。

蛍光管

水銀による環境汚染防止に対応するため、役場1階住民課窓口とリサイクルステーションで回収します。蛍光管は割らずに回収拠点にお持ちください。割れた蛍光管は不燃ごみでお出しください。

家庭ごみ・資源の50音別早見表

家庭ごみ・資源の50音別早見表を町ホームページに掲載しています。

<https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/sigen/1000736.html>



また、住民課環境保全グループの窓口でも配布しています。

ご家庭でのごみの分別の際にご活用ください。



ごみ・資源の分け方・出し方

豊山町

- 収集日当日の朝8時30分までに出してください。祝日でも収集します。(年末年始の日程は、「広報とよやま」等でお知らせします)
- 悪天候などで収集休止の場合は、無線広報等でお知らせします。
- 収集日は地域ごとに決まっています。下表の分別区分ごとの収集日を丸で囲ってお使いください。

分別区分	主なもの(例)	回数	収集日	使用する袋
可燃ごみ		週2回	第1地区 火・土	指定袋 豊山町
			第2地区 月・金	任意の無色透明の袋
電池類 (リチウムイオン電池を含む)				
不燃ごみ	<p>リサイクル資源の入った袋は収集しません</p>	毎月第3	第1地区 木 第2地区 水	指定袋
プラスチック資源	<p>プラスチック容器包装類 100%プラスチック製品</p>	週1回	第1地区 木 第2地区 水	指定袋 豊山町

※指定されている収集路線の道路際に出してください。 ※アパート・マンションなどにお住まいの方は、決められた場所に出してください。 ※可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック資源は、指定袋以外は収集しません。

分別区分	主なもの(例)	収集日
空き缶	<p>アルミ缶 スチール缶 スプレー缶</p> <p>穴を開けないで出す</p>	毎月第2・4 第1地区 木 第2地区 水
空きびん	<p>透明 茶色 その他の色</p> <p>コップ 板ガラス 農薬ビン 不燃ごみです</p>	
紙パック	<p>紙パック</p> <p>プラスチック口付き アルミ箔付き 可燃ごみです</p>	
ペットボトル	<p>このマークのものだけ (底にヘンのある容器)</p> <p>キャップ、ラベルはプラスチック資源へ ※ペットボトルはつぶさないで</p> <p>サラダOIL 天ぷら油 可燃ごみです</p>	
金物類	<p>鍋、やかん、フライパン、スプーン、工具などの小型金物</p> <p>オーブントースター、卓上コンロ、電気コードなど不燃ごみ袋に入る大きさまでの小型家電</p>	
古紙・布類	<p>新聞広告 段ボール 雑誌 雑紙 古着</p> <p>カタログ・パンフレット・菓子箱などの雑がみは雑誌にはさむか、紙封筒や紙袋に入れて出してください</p>	全地区 第3日曜日

粗大ごみ <p>見やすいところへシールを貼る 畳は半分切る</p> <p>指定袋に入らないものは粗大ごみです</p>	<p>テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機(乾燥機を含む)は粗大ごみには出せません</p>	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ申込電話番号：28-0916 粗大ごみの申込はEメールでも可能です。詳細は豊山町公式ホームページをご覧ください。 https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/signen/1000738.html 粗大ごみ処理券(シール)を必要枚数ご購入ください。(1枚520円 販売所は2ページ参照) 1回に出せるのは、5点まで
--	---	--

拠点回収 <p>蛍光管 水銀体温計 ライター</p>	回収場所 蛍光管・水銀体温計：役場住民課(1階2番窓口)又はリサイクルステーション ライター：役場(1階ロビー)又はリサイクルステーション
--------------------------------------	--

「ごみ・資源の分け方・出し方」及び「家庭ごみ・資源の50音別早見表」は豊山町公式ウェブサイトからダウンロードできます。トップページ>暮らし>ごみと資源収集 (<https://www.town.toyoyama.lg.jp>)



生活ガイド

生活の中で役に立つ連絡先をお知らせします。

交通事故・犯罪

豊山交番 ☎052-501-0110 豊山町大字豊場字高前90

西枇杷島警察署 ☎052-501-0110 清須市西枇杷島町弁天32-2(緊急時は110)

火事・救急

西春日井広域事務組合 消防本部 ☎22-2511 北名古屋市井瀬木狭場15 (緊急時は119)

愛知県救急医療情報センター ☎81-1133 (名古屋市にある救急医療情報センターに接続)

※症状にあった最寄りの医療機関をご案内します。

●AED AED(自動体外式除細動器)を各公共施設や町内の24時間営業のコンビニエンスストアに設置しています。設置場所は2,3ページで確認できます。

電気・ガス・水道

中部電力パワーグリッド(株) 北営業所 ☎0120-929-116 名古屋市北区御成通4-8

東邦ガスネットワーク(株) 北営業所 ☎0570-783-987 名古屋市北区新沼町148

北名古屋水道企業団 ☎22-1251 北名古屋市薬師寺山浦1-1

尾張中央農業協同組合 LPガスサービスセンター ☎28-0393 豊山町大字豊場字前池46-1

(株)JA西春日井エナジー ☎22-1621 北名古屋市鹿田西赤土139

し尿・浄化槽

浄化槽の維持管理(清掃・保守点検・法定検査)は、法律により設置者に義務付けられています。保守点検は、県の登録業者に依頼し、清掃については、年1回以上町の許可している清掃業者へ依頼してください。

●し尿処理、浄化槽の清掃 豊衛工業(株) ☎28-0524 豊山町大字豊場字高前105

●浄化槽の保守点検 住民課環境保全グループ ☎28-0916 へお問い合わせください。

●浄化槽の法定検査 (一社)愛知県浄化槽協会 ☎052-481-7160 名古屋市中村区則武本通1-31

火葬場

尾張東部火葬場管理組合 ☎83-5001 小牧市大字大草2003-1

ペットの死体

死体などを布または袋に入れた上で、段ボール箱に入れて役場までお持ちください。

手数料 1体2,960円 問合せ 住民課環境保全グループ ☎28-0916

捨て犬・捨て猫

捨て犬、捨て猫を発見した場合は警察及び動物愛護センターにご連絡ください。

ただし、飼い主のいない野良猫の保護や捕獲はできませんので、ご注意ください。野良猫対策については動物愛護センターにご相談ください。

西枇杷島警察署 ☎052-501-0110 清須市西枇杷島町弁天32-2

動物愛護センター尾張支所 ☎0586-78-2595 一宮市浅井町西海戸字余陸寺31-1

主な関係機関

機関名	所在地	連絡先
愛知県庁	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	☎052-961-2111
尾張県民事務所・尾張福祉相談センター・ 尾張農林水産事務所・尾張建設事務所・ 尾張教育事務所	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1	☎052-961-7211
名古屋法務局	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1	☎052-952-8111
西枇杷島警察署	〒452-0006 清須市西枇杷島町弁天32-2	☎052-501-0110
豊山交番	〒480-0202 豊山町大字豊場字高前90	☎052-501-0110
清須保健所	〒452-0961 清須市春日振形129清須市春日老人福祉センター 3階	☎052-401-2100
名古屋西税務署	〒451-8503 名古屋市西区押切2-7-21	☎052-521-8251
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区城西1-9-2	☎052-531-6301
名古屋西年金事務所	〒451-8558 名古屋市西区城西1-6-16	☎052-524-6855
ハローワーク名古屋中	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25	☎052-855-3740
豊山町商工会	〒480-0202 豊山町大字豊場字城屋敷126-1	☎28-3800
(福) 豊山町社会福祉協議会	〒480-0202 豊山町大字豊場字諏訪270	☎29-0002
豊山町福祉作業所	〒480-0202 豊山町大字豊場字諏訪270	☎28-5925
(公社) 豊山町シルバー人材センター	〒480-0202 豊山町大字豊場字神戸188	☎28-6322
名古屋中央卸売市場北部市場	〒480-0202 豊山町大字豊場字八反107	☎052-903-2111
県営名古屋空港 (名古屋空港ビルディング(株))	〒480-0202 豊山町大字豊場地内	☎28-5633
尾張東部火葬場管理組合	〒485-0802 小牧市大字大草2003-1	☎83-5001
北名古屋衛生組合・鴨田エコパーク	〒481-0041 北名古屋市九之坪五反地80	☎22-3581
西春日井広域事務組合 消防本部・東消防署	〒481-0014 北名古屋市井瀬木狭場15	☎22-2511
北名古屋水道企業団	〒481-0005 北名古屋市薬師寺山浦1-1	☎22-1251
(福) 西春日井福祉会 五条の里	〒481-0037 北名古屋市鍛冶ヶ一色鍛冶前10	☎21-5511
(福) 西春日井福祉会 あいせの里	〒481-0001 北名古屋市六ツ師大島150	☎22-4611
(福) 西春日井福祉会 ペガサス春日	〒452-0962 清須市春日新町105	☎052-408-5550
(福) 西春日井福祉会 清洲の里	〒452-0946 清須市廻間堂畑 1	☎052-401-7007
(福) 西春日井福祉会 平安の里	〒452-0962 清須市春日新町95	☎052-401-0333
(福) 西春日井福祉会 かもだの里	〒481-0041 北名古屋市九之坪笹塚109	☎48-6611
(福) 西春日井福祉会 尾張中部福祉の 杜	〒481-0041 北名古屋市九之坪笹塚22	☎22-1123
(福) 西春日井福祉会 障害者相談支援 センター杜の風	〒481-0041 北名古屋市九之坪笹塚29	☎23-1550
(福) 西春日井福祉会 障害者グループ ホームこだち	〒481-0041 北名古屋市九之坪笹塚29	☎65-6156

相談

町の相談事業

日程、場所などは毎月発行する「広報とよやま」などでご確認ください。

相談内容	名 称	相談員	問合せ	
生活全般、 行政、人権	よろず相談	行政相談委員	総務課総務・財政グループ ☎ 28-6003 FAX 29-1177	
		人権擁護委員	福祉課福祉グループ ☎ 28-0912 FAX 28-2870	
	法律相談（要予約）	弁護士	総務課総務・財政グループ ☎ 28-6003 FAX 29-1177	
	消費生活相談	消費生活相談員	まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎ 28-0944 FAX 29-3151	
福 社	障がい者就業相談（要予約）	尾張中部障害者就業・生活支援センター職員	福祉課福祉グループ ☎ 28-0912 FAX 28-2870	
	女性相談（要予約）	県女性相談支援員		
	心配ごと相談	民生・児童委員 主任児童委員	豊山町社会福祉協議会 ☎ 29-0002	
	成年後見法律相談（要予約）	弁護士		
高齢者	高齢者総合相談	保健師 社会福祉士 主任介護支援専門員 介護支援専門員	地域包括支援センターあおぞら ☎ 28-0932 FAX 28-2870	
子ども、教育	教育相談	町教育相談員	学校教育課学校教育グループ ☎ 28-2211 FAX 29-1177 ☎ 0120-28-7867（なやむな）（相談専用）	
	家庭教育相談	子育てネットワーク	生涯学習課生涯学習グループ ☎ 28-0396 FAX 29-1177	
	子育て相談	子育て相談	県尾張福祉相談センター 家庭相談員（要予約）	子ども応援課子ども応援グループ ☎ 28-0936 FAX 28-2870
			町保育士	豊山保育園 ☎ 28-2888 FAX 28-2902
				富士保育園 ☎ 28-3459 FAX 28-3509
				青山保育園 ☎ 28-3562 FAX 28-3697
	子育て相談	子育て相談	子育て支援員	子ども応援課子ども応援グループ ☎ 28-0936 FAX 28-2870
			児童館職員	しいの木児童センター ☎ 39-0114 FAX 39-0017
				さざんか児童館 ☎ 28-2088 FAX 28-2062
	健 康	ひとり親家庭自立支援・ 就業相談	県母子・父子自立支援員	子ども応援課子ども応援グループ ☎ 28-0936 FAX 28-2870
保健師、助産師				保健センター ☎ 28-3150 FAX 28-0061
あかちゃん相談		保健師、助産師		
こども健康相談		保健師、助産師、栄養士		
発達相談		臨床心理士		
成人健康相談		保健師		
こころの健康相談		臨床心理士		

県などの相談窓口

相談内容	窓 口	連絡先
交通事故、法律、 県政全般	県県民相談・情報センター	☎052-962-5100
消費生活	県消費生活総合センター（専用ダイヤル）	☎052-962-0999
	東海財務局金融ほっとライン東海	☎052-951-9620
	東海財務局多重債務相談窓口	☎052-951-1764
健康	清須保健所	☎052-401-2100
	県薬剤師会お薬相談室	☎052-971-2888
	名古屋いのちの電話（心の悩みに関する相談）	☎052-931-4343
犯罪被害	県警ハートフルライン（犯罪被害者のためのこころの悩み相談）	☎052-954-8897
	県警ストーカー110番	☎052-961-0888
	（公社）被害者サポートセンターあいち（あいポート）	☎052-232-7830
女性 （DV、性犯罪など）	県女性相談支援センター女性悩みごと電話相談	☎052-962-2527
	県不妊・不育専門相談センター	☎052-741-7830
	県警レディースホットライン（性犯罪被害相談）	☎0120-67-7830 （フリーダイヤル）
	名古屋法務局女性の人権ホットライン	☎0570-070-810
子ども	県児童・障害者相談センター子ども・家庭110番 （児童を持つ家庭などの悩み相談）	☎052-953-4152
	あいち小児保健医療総合センター育児ももしもキャッチ （時間外母子健康相談）（火・水・木 午後5時～午後9時）	☎0562-43-0555
	県警ヤングテレホン （非行、いじめ、学校、友人のことなどに関する相談）	☎052-764-1611
	県警少年サポートセンター名古屋（被害少年相談電話）	☎0120-7867-70 （フリーダイヤル）
	（公益財団法人）県教育・スポーツ振興財団 教育相談こころの電話（悩みをもつ青少年、保護者向け相談）	☎052-261-9671
	県家庭教育相談電話（いじめ・不登校）	☎052-961-0900
	県24時間電話相談「子どもSOSほっとライン24」	☎0120-0-78310 （フリーダイヤル）
	法務省子どもの人権110番	☎0120-007-110 （フリーダイヤル）
高齢者、介護、 障がい者	県尾張福祉相談センター	☎052-961-7211
精神保健福祉	県精神保健福祉センターこころの健康電話相談 （あいちこころほっとライン365）	☎052-951-2881
ボランティア	県社会福祉協議会ボランティアセンター	☎052-212-5504
食品	県食の安全に関する総合相談窓口	☎052-951-4149
求職	名古屋中公共職業安定所（ハローワーク名古屋中）	☎052-855-3740
	愛知新卒応援ハローワーク	☎052-855-3750
	愛知わかものハローワーク	☎052-855-3760
	あいち労働総合支援フロア（職業紹介） （在宅就業（内職）相談）	☎052-533-0890 ☎052-562-5016
外国人の生活相談	あいち多文化共生センター	☎052-961-7902

防災情報等の伝達手段

豊山町災害対策本部から次の手段で避難情報をお伝えします。避難情報（高齢者等避難・避難指示等）が発令された場合には、放送等に従い速やかに避難を始めてください。

- サイレン ●防災行政無線 ●広報車 ●安心・安全メール
- 豊山町緊急情報X (@toyoyama_kinkyu)
- 町ホームページ (<https://www.town.toyoyama.lg.jp/>)
- 町公式 Facebook (<https://www.facebook.com/toyoyamacho/>)
- 町公式 LINE (LINE アカウント名 豊山町 : LINE ID @toyoyama-town)

防災行政無線

防災行政無線は地震や風水害、大規模災害などの防災に関する情報を屋外拡声子局（スピーカー）等から無線放送でいち早く伝達するシステムです。また、国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）から情報が送信された際に、防災行政無線を自動的に起動させるシステムを導入しており、年数回、訓練を実施しています。

●注意事項

雨、風などの気象状況や地域環境によっては、音声反響し放送が聞き取りにくいほか、気密性の高い住宅で窓を閉め切った状態では聞き取りにくいことがあります。窓を開けて、窓際で聞いていただくようお願いいたします。

●放送内容の確認方法

町ホームページ、安心・安全メール、緊急情報X、確認用電話でも防災行政無線と同じ内容を発信しています。次の電話番号にお電話いただくと、放送内容を聞くことができます。（回線が込み合っている場合、つながりにくいことがあります。しばらくしてからおかけ直してください。）

確認用電話番号 ☎0568-68-9999



防災情報ホームページ

気象情報	国土交通省 気象庁	https://www.jma.go.jp
水位情報	川の防災情報	https://www.river.go.jp
	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所	https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/
防災情報	愛知県 防災安全局	https://www.pref.aichi.jp/bousai/

感震ブレーカー設置費補助金

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、感震ブレーカーの購入及び設置に関して補助金を交付します。

対象者

町内に所有又は居住する住宅を持つ者

補助金額

設置費用の2分の1（上限は3,000円）※1世帯につき1回限り、予算が尽き次第終了となります。

対象の感震ブレーカー

感震ブレーカーの性能評価ガイドライン（内閣府）に定める性能評価に基づく一般社団法人日本配線システム工業会又は一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。

申請受付期間

対象の感震ブレーカーを購入及び設置した日が属する年度の末日まで

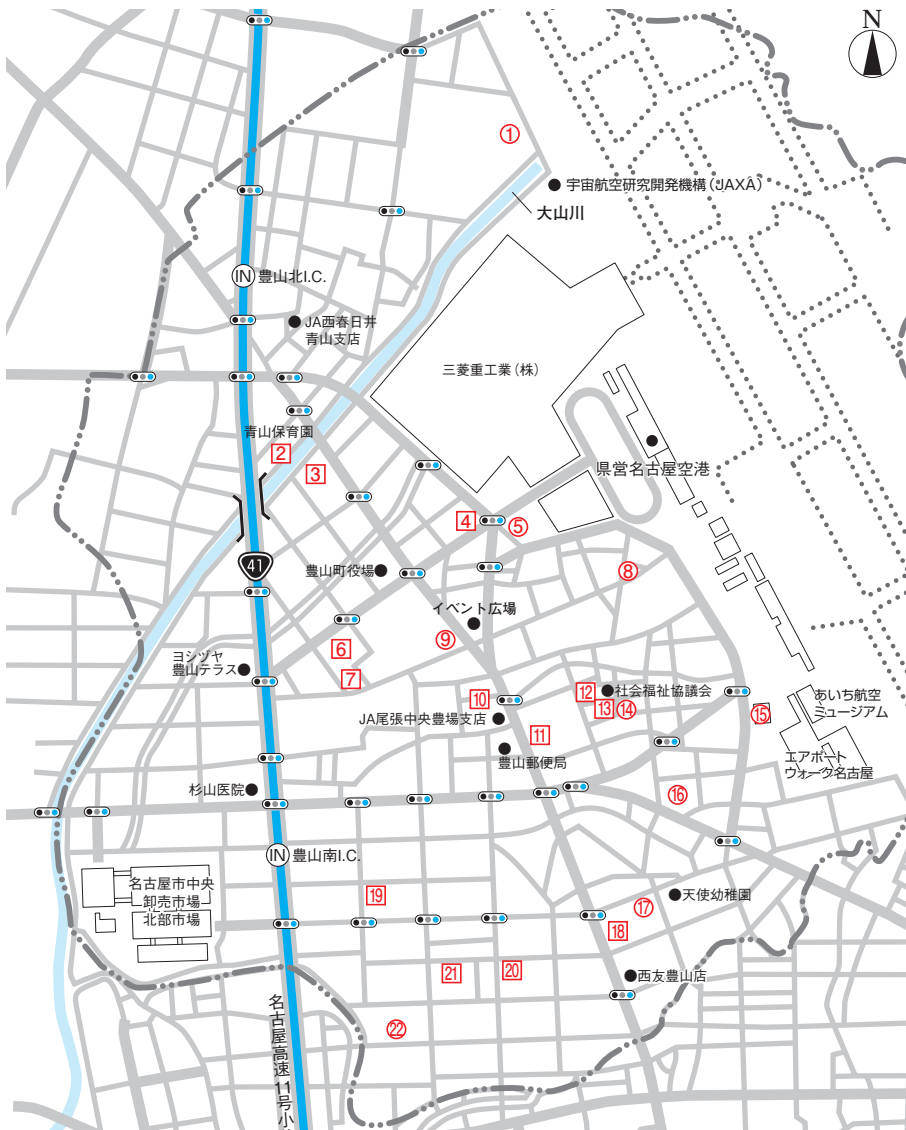


災害時の連絡先・問い合わせ

連絡先・問合せ	電話・FAX	連絡先・問合せ	電話・FAX
豊山町（災害対策本部）	☎28-0001 FAX29-1177	NTT西日本（株）	☎局番なしの113
西春日井広域事務組合消防本部（東消防署）	☎22-2511 FAX23-7979	災害用伝言ダイヤル（災害時のみ）	☎局番なしの171
北名古屋水道企業団	☎22-1251 FAX22-7790	中部電力パワーグリッド(株)	☎0120-929-116
清須保健所	☎052-401-2100 FAX052-401-2113	東邦ガスネットワーク(株)	☎052-872-9238
西枇杷島警察署	☎052-501-0110 FAX052-501-0459	尾張中央農業協同組合 LPガスサービスセンター	☎28-0393 FAX28-4900
		(株)JA西春日井エナジー LPG販売所	☎22-1621 FAX23-9735

その他防災情報は、町ホームページにも掲載している防災ガイドブックでご確認ください。また、防災ガイドブックは役場（防災安全課）でも配布しています。

避難施設マップ



No	施設・場所名	指定緊急避難場所	指定避難所
①	神明公園	広域	
②	総合福祉センター北館さざんか	建物	指定避難所
	駐車場		
③	新栄小学校	体育館	指定避難所
	運動場		
④	社会教育センター	建物	指定避難所
	駐車場		
⑤	豊山グランド	広域	
⑥	豊山保育園	園舎	指定避難所
	園庭		
⑦	新栄学習等供用施設	建物	指定避難所
	駐車場		
⑧	新田北部児童遊園		
⑨	ティウエル公園(産業文化会館児童遊園)		
⑩	豊山小学校	講堂	指定避難所
	運動場		
⑪	豊山中学校	体育館	指定避難所
	運動場		
⑫	総合福祉センターしいの木	建物	指定避難所
	駐車場		
⑬	東部学習等供用施設	建物	指定避難所
	駐車場		
⑭	諏訪児童遊園		
⑮	林先公園		
⑯	わいわいキッズパーク(若宮児童遊園)		
⑰	DAINANキッズパーク(神戸児童遊園)		
⑱	総合福祉センター南館ひまわり	建物	指定避難所
	駐車場		
⑲	富士保育園	園舎	指定避難所
	園庭		
⑳	富士学習等供用施設	建物	指定避難所
	駐車場		
㉑	志水小学校	体育館	指定避難所
	運動場		
㉒	志水ふれあい広場		

●アイコンの内容

<p>一時避難場所</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所。一時避難場所が危険になった時は、さらに規模の大きな広域避難場所に集団で避難することになる。</p>	<p>広域避難場所</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所。地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所。</p>	<p>指定避難所</p> <p>災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や、被害を受ける可能性のある人が、一定の期間避難生活を送る場所。</p>
--	---	--

避難所開設基準

災害の大きさや種類に応じて、原則として次の表に基づき開設します。(○印のついた施設を開設します)

名称	ステージ				
	風水害		地震		Ⅲ
	I	II	I	II	
	大雨・暴風・洪水警報が発表された場合	Iよりも被害が大きくなる場合	震度5弱を観測し避難者が多数発生する場合	震度5強以上を観測し避難者が多数発生する場合	想定収容人数を超える避難者が発生する場合
豊山小学校		○	○	○	○
新栄小学校		○	○	○	○
志水小学校		○	○	○	○
豊山中学校				○	○
社会教育センター(地域内輸送拠点)					○
東部学習等供用施設	○	○			○
富士学習等供用施設	○	○			○
新栄学習等供用施設	○	○			○
総合福祉センターしいの木(福祉避難所)		○		○	○
総合福祉センター北館さざんか	○	○			○
総合福祉センター南館ひまわり					○
富士保育園					○
豊山保育園					○

避難所開設の判断は、地域防災計画に基づき災害対策本部が設置され気象条件や被害の程度に応じ、施設を点検した後に、利用可能と判断した場合に開設します。
 ※震災時、新栄学習等供用施設は、医療救護所として開設します。

安心・安全メール

避難や地震に関する緊急情報、役立つ防災情報、高齢者見守り情報などを、登録していただいた携帯電話やパソコンへ電子メールでお知らせします。自ら積極的に情報収集を行い、いざという時に適切な自助・共助活動ができるように、「安心・安全メール」をご活用ください。

登録料・情報料は無料です。ただし電子メールの送受信やウェブサイトの閲覧時には別途通信費用が発生します。

配信される情報

登録時に、下記の項目から配信を希望する情報の選択ができます。

● 防災に関すること

防災行政無線放送内容

防災行政無線で放送された内容を配信

避難に関する情報

避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）南海トラフ地震臨時情報、避難所開設情報などを配信

地震に関する情報

東海地震予知情報、東海地震注意情報などを配信

国民保護に関する情報

弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報などを配信

● 高齢者に関すること

高齢者見守りメール

認知症など的高齢者が徘徊等により行方不明となった場合、その方の特徴等を配信（関連44ページ）


高齢者いきいき健康メール

高齢者の健康づくりや介護情報・認知症予防等に関する講演会、教室等の情報を配信

登録方法

携帯電話

- 下記「QRコード」を携帯電話で読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録してください。
- QRコード読み取り機能がない機種をお使いの場合、下記「メールアドレス」に空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

【QRコード】	【メールアドレス】
	t-toyoyama@sg-p.jp

パソコン 下記アドレスを入力すると登録画面が表示されますので、手順に従って登録してください。
<https://plus.sugumail.com/usr/toyoyama/home>

迷惑メール防止機能をお使いの方へ

迷惑メール防止機能をお使いの方は、登録をする前に「@sg-p.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定しておいてください。

注意事項

- 登録料は無料です。ただし、電子メールの送受信などにかかる通信料は利用者負担です。
- 本サービスの登録・変更・解除等は利用者が行ってください。
- 登録情報は本サービスの配信を行う目的のみに使用します。
- メンテナンスのため、予告なしにサービスを停止する場合があります。

問合せ

防災に関すること 防災安全課防災安全グループ ☎28-0355

高齢者に関すること 地域包括支援センターあおぞら ☎28-0932

安全・安心なまちづくりのため、住宅に関する工事費用等の補助を実施しています。

無料木造住宅耐震診断

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前着工）の木造住宅について、町から耐震診断員を無料で派遣して、耐震診断を行います。後日、耐震診断員が診断結果と一般的な補強のアドバイスをお示しします。

木造住宅の耐震改修費補助制度

●耐震改修費補助

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の耐震改修工事費を補助します。

補助額：対象経費の80%、上限115万円

●段階的耐震改修費補助

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の耐震改修工事を二段階に分けて行う場合の費用を補助します。

補助額：一段階目の上限60万円、二段階目の上限30万円

耐震シェルター整備費補助制度

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の耐震シェルターの整備費を補助します。災害時の避難弱者（高齢者・障がい者）が居住する住宅が対象です。

補助額：上限30万円

木造住宅の除却費補助制度

●（居住中または1年以内に居住していた住宅の場合）除却費の補助

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の除却工事費を補助します。

補助額：対象経費の23%、上限20万円

●（1年以上使用されていない空家の場合）空家解体費の補助

倒壊などのおそれのある空家の解体費を補助します。町の現地調査により、不良住宅と判定された住宅が対象です。

補助額：対象経費の3分の2、上限20万円

ブロック塀等撤去費補助制度

倒壊のおそれのあるブロック塀を撤去する費用を補助します。一団の土地内の、道路や公共施設に面するすべてのブロック塀を撤去する場合は対象です。

補助額：次の①②のいずれか少ないほう、上限10万円

①対象経費の2分の1 ②撤去する塀の長さ（m）×1万円の2分の1

瓦屋根耐風・耐震診断費補助制度

令和3年12月31日までに葺いた瓦屋根を診断技士等が診断する費用を補助します。

補助額：診断に要する費用の3分の2、上限2万1千円

瓦屋根耐風・耐震改修費補助制度

瓦屋根診断の結果、告示基準を満たしていない瓦屋根に対し、全面を基準に適合させるために行う工事費の一部を補助します。

補助額：補助対象建築物の瓦屋根改修に要する費用（※）の100分の23、上限55万2千円

※屋根面積に2万4千円を乗じた額を限度とする。

代理受領制度

補助金の申請者が工事業者に補助金の受け取りを委任することで、工事業者が補助金を直接受け取る制度です。申請者は、補助金を受け取らない代わりに、その分の費用を工事業者に支払わなくてもよくなるため、当初の費用負担を軽減することができます。

代理受領制度は、耐震改修費補助、段階的耐震改修費補助、耐震シェルター整備費補助、除却費補助（空家解体費補助を除く。）、ブロック塀撤去費補助、瓦屋根耐風・耐震診断費補助、瓦屋根耐風・耐震改修費補助の7つの補助制度で利用できます。

町からの情報発信

町の情報をお知らせする主な広報手段をご紹介します。

●広報とよやま

毎月1回発行し、町内に全戸配布しています。
町公式ホームページからもご覧いただけます。

●議会だより

定例会に合わせて発行しています。
町公式ホームページからもご覧いただけます。

●スマホ向け配信アプリ「マチイロ」

自治体広報紙配信スマホアプリ「マチイロ」で
広報とよやまを読むことができます。
(アプリのダウンロードや情報の受信には
通信料が発生する場合があります。)

●町公式SNS

町の情報を随時発信しています。
フォローや「いいね」、友だち登録をお待ちし
ています。



X
@toyoyama_town



Facebookページ
「豊山町」で検索



LINE アカウント名 豊山町
LINE ID @toyoyama-town



Instagram
豊山町公式アカウント



You Tube
豊山町〔公式〕チャンネル



You Tube
豊山町議会〔公式〕チャンネル



未来が育つ町。
豊山町



とよやま暮らしの便利帳
2026年4月発行

発行 豊山町

企画・編集 企画調整部企画課

電話 (0568) 28-0913

FAX (0568) 29-1177

<https://www.town.toyoyama.lg.jp>